

食品安全委員会の改善に向けて (案)

平成21年3月
食品安全委員会

食品安全委員会の改善に向けて

(目次)

I	食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨	・・・	1
II	検討に当たっての基本的考え方	・・・	2
III	改善に向けた方策	・・・	3
	1. 食品健康影響評価に係る改善方策	・・・	3
	1) 評価全般に関する改善方策	・・・	3
	2) 自ら評価に関する改善方策	・・・	5
	2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策	・・・	8
	3. 情報提供に係る改善方策	・・・	10
	4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策	・・・	12
	5. 緊急時対応に係る改善方策	・・・	15
	6. 委員会運営全般に係る改善方策	・・・	16
	1) 業務基盤に係る改善方策	・・・	16
	2) 運営に係る改善方策	・・・	17
IV	おわりに	・・・	20

I 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨

食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた。食品安全委員会は「食品の安全性を科学に基づき、中立公正に評価する機関」として、この5年間に、600件以上のリスク評価を実施した。リスク評価結果等に関しては、リスク管理機関や地方公共団体と連携して意見交換会を300回以上実施した。さらに、リスク評価結果に対する意見・情報の募集の実施、食品安全に関する地域の指導者の育成、ホームページ・メールマガジン・季刊誌・パンフレット・DVDなどによる情報提供など幅広いリスクコミュニケーション活動に取り組んできた。大規模な食中毒が発生した場合等の緊急の事態に備えた対応も行ってきた。このほか、食品安全モニターや食の安全ダイヤルを通じて、一般の消費者の方々から意見・情報を提供いただき、委員会活動に活かすなどの取組も実施してきた。

これらの活動を通じて、食品安全基本法（平成15年法律第48号）の施行及び食品安全委員会の設立前と比べて、食品安全行政において、「リスク分析」の考え方やリスクコミュニケーションという手法についての理解が進むとともに、リスク評価プロセスの透明性の向上や食品安全に関する情報提供の充実などが図られた。このように、食品安全委員会の取組は一定の成果を上げてきたと言える。

他方、昨今の食品の表示偽装や輸入食品の安全性の問題などに端を発して、国民の食品に対する信頼が揺らぐ中で、科学に基づく中立公正な機関である食品安全委員会に寄せる国民の期待には大きいものがある。しかしながら、食品安全委員会の役割や機能が国民の間に未だ十分には浸透していない事情とも交錯して、消費者等関係者の中に食品安全委員会は食品安全行政の中で十分に力を発揮していないという思いを抱いている方も少なくないと思われる。

また、現在、政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、消費者庁の設置を進めている。食品安全委員会においても、より国民の目線に立った活動が求められている。

設立5年が経過し、諸環境が変化していく中で、食品安全委員会も、国民の期待により一層応えていけるように、これまでの活動を点検し、次なるステップを踏み出す足場固めをする時期を迎えたと言える。

このような状況を踏まえ、食品安全委員会においては、平成20年7月24日に開催された第248回会合において、これまでの活動実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方について見直しを行っていく必要があるとして、「食品安全委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定した。

本文書（案）は、この決定を受けて、委員会並びに企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめたものである。

Ⅱ 検討に当たっての基本的考え方

食品安全基本法では、「食品の安全性の確保に必要な措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられるべきである」という基本理念を定め、国際的なスタンダードになっている「リスク分析」という考え方を導入することにより、食品の安全性の確保を総合的に推進している。

食品安全委員会は、この「リスク分析」の枠組みの中で、リスク評価を実施する機関として、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を行うことを基本的な使命としている。

このような食品安全委員会の活動は、食品安全基本法にその根拠が定められており、今般の「改善に向けた検討」に当たっては、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかという観点から検討を行った。

また、「改善に向けた検討」においては、現在の事務局体制（常勤職員58名、技術参与^{*}34名）の中で取り組むことができる事項には自ずと限界があることから、現在の事務局体制をベースとした当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討を行った。

※ 政策参与等の設置に関する訓令（平成16年内閣府訓令第12号）に基づく非常勤の国家公務員職員。事務局の所掌に係る技術に関する重要事項についての調査及び分析に関する事務を行うこととされ、具体的には、リスク評価、情報の整理・分析、リスクコミュニケーション等の業務に従事している。

Ⅲ 改善に向けた方策

今般の「改善に向けた検討」においては、以下の資料等を中心に、過去において関係者から寄せられた様々な意見等を基に論点を整理し、その論点に沿って、改善方策を、以下の1. から6. までに記載するとおり取りまとめた。

【情報源とした資料等】

- ・企画専門調査会における議論
- ・食品安全モニターの報告
- ・食の安全ダイヤルに寄せられた意見等
- ・消費者団体との懇談会における議論
- ・関係団体や有識者との懇談会における議論
- ・国会議事録
- ・消費者行政推進会議、国民生活審議会等における議論

1. 食品健康影響評価に係る改善方策

1) 評価全般に関する改善方策

(1) 現状

食品安全委員会は、平成20年12月31日現在、リスク管理機関から1,081件の評価要請を受け、そのうち691件について評価を終えた。また、評価要請がない場合にも、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある危害要因について自らの判断により評価を行う「自ら評価」に4件取り組み、そのうち1件について評価を終えた。各専門調査会においては効率的な調査審議を行うため、順次体制の見直し等を行うなどの取組により、着実に評価業務が進んでいる。

しかしながら、評価の調査審議に時間を要している案件が依然としてあるほか、特に、残留農薬等のポジティブリスト関連品目の評価要請は今後も増加することが見込まれるなど、より一層の迅速な処理や審議計画の明確化等が求められている。

また、評価プロセスに関しては、申請者から提出される評価のためのデータの信頼性の確保、専門調査会における調査審議等の公開範囲の拡大、国際基準との調和、評価ガイドラインの早期策定などについて消費者等関係者から要請や指摘が寄せられている。評価業務の分野間における整合の確保やより一層のレベル向上を求める声もある。

(2) 改善方策

① 評価の迅速化

- 食品安全委員会における調査審議がより一層円滑になるように、リスク管理機関の評価要請時に、適切な資料が提供されるようガイドラインを整備するとともに、リスク管理機関との事前調整を徹底する。
- 複数の用途が存在する品目については、主たる用途の調査会での調査審議を中心とするなど、調査審議方法を改善する。
- 明らかに評価が不要な案件や、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理する。
- 必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での調査審議をサポートする。
- 各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題については、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、迅速かつ効率的な調査審議を行う。

② 評価方法等の見直し

- 評価のためのデータは評価要請者が作成するのが国際的にも一般的な考え方であることから、評価要請者がデータを提供している現在の取扱いを変更する必要はないが、可能な限りG L P*に適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく。

※ Good Laboratory Practice（優良試験所基準）の略。医薬品や食品の安全性を評価する検査や試験が正確かつ適切に行われたことを保証するための基準。安全性評価試験の信頼性を確保するため、試験施設が備えるべき設備、機器、組織、試験の手順等について基準を定めたもの。

- 非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努める。
- 評価分野間及び国際的な評価手法の整合を図る観点から、国際的な評価手法も参考とし、評価ガイドラインの策定を着実に進める。
- 評価に関する認識を横断的に共有し、分野間の整合の確保及びレベルの向上を図るため、専門調査会座長会を定期的で開催し、横断的事項について評価指針を作成する。

(3) 中長期的取組の方向性

① 過去の評価結果の見直し

- 現在、動物用医薬品については薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく再評価制度があり、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については新たな科学的知見が生じたとき等に再評価を行うことが告示で明記されている。

しかしながら、農薬や添加物等その他の品目については、規格基準等の改正時以外には、過去の評価を見直す機会はないことから、海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている。そのため、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討する。

② 評価体制の強化・整備

- 評価要請案件の増加、評価業務の複雑・高度化が進む中で、現在の評価体制において、評価の迅速化や再評価の導入など評価対象の拡大を図っていくことには限界がある。

諸外国のリスク評価機関と比べ、食品安全委員会の評価体制は極めて脆弱であることから、食品安全委員会が、国民の期待に応え、リスク評価機関としてその使命を適切に遂行できるように、評価体制の強化・整備を行う必要がある。

③ 審議状況や見通しの明確化

- 各案件の調査審議については、評価依頼を受けた順に、資料のそろったものから行っており、標準的な事務処理期間を定めていないので、審議状況や見通しを明確にする観点から、企業申請案件については、リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入を検討する。

2) 自ら評価に関する改善方策

(1) 現状

「自ら評価」は、国内外の関係機関やマスメディアからの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告などを通じて国民から寄せられた情報等を基に候補案件を抽出し、企画専門調査会の調査審議を経て、食品安全委員会で案件を決定してきた。なお、食品安全委員会での自ら評価案件の決定に当たっては、国民の意見を反映する観点から、意見交換会を行っている。また、緊急・特段の案件については、企画専門調査会を経ずに、食品安全委員会で自ら評価を行う案件を決定できることとなっている。

これまでに取り組んだ自ら評価は4件であり、これらは、「広範な影響があり、難しい（時間がかかる）案件」であることから、評価終了まで時間がかかったり、評価終了までの見通しが立ちにくい事情があった。

また、自ら評価案件の決定に当たっては、消費者等の意見をもっと反映できるようにすべきとの指摘も寄せられている。

(2) 改善方策

① 国民の意見をより反映するための改善

- 以下のとおり、自ら評価候補案件の募集方法の改善と選定プロセスの見直しを行う。
 - a 企画専門調査会の調査審議に供する自ら評価候補案件について、従来の情報源からの抽出に加えて、食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。
 - b 自ら評価候補案件の選定に当たっての間口を広げることに伴い、企画専門調査会での審議案件数の増加が見込まれることから、選定基準を整備するとともに、必要に応じて、企画専門調査会の下にワーキンググループを設置し、あらかじめ企画専門調査会で調査審議すべき候補案件の絞り込みを行う。
 - c 自ら評価候補案件の選定に当たり実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。
なお、意見交換会を実施する場合には、対象者や規模等について、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月リスクコミュニケーション専門調査会）に従って、消費者等関係者の意見がバランスよく反映されるよう対応する。

② 緊急の案件に柔軟に対応するための改善

- 現在、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル（「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」Ⅲの4の(1)）において緊急時におけるリスク評価について規定されている。
今後、緊急の案件という特殊性を踏まえ、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施すること等、緊急時対応マニュアルの規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応する。

③ 審議の状況や見通しの明確化

- 以下のとおり、食品安全委員会において評価継続中の自ら評価案件の取扱いを検討する仕組みを導入する。
 - a 自ら評価案件を調査審議している専門調査会は、年1回程度、その審議状況及び今後の審議の見通しを食品安全委員会に報告する。
 - b 食品安全委員会は、aの報告を受けて、引き続き評価を進めるのか、中間報告を取りまとめて評価を終了するのか等の取扱いを決定する。

- 上記aの専門調査会から食品安全委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも同様の内容の報告をし、審議状況等の周知に努める。

(3) 中長期的取組の方向性

リスク評価機関として、食品安全委員会が自ら評価を行う意義は極めて大きく、また、関係者から、基準が設定されていても過去にリスク評価が行われていない案件や、最新の知見が明らかになった案件について、より積極的に自ら評価を進めるべきとの指摘もある。

このような指摘に responding していくため、食品安全委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備していく必要がある。

2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会は、リスク評価を実施するとともに、リスク管理機関における評価結果に基づいた適切な行政的対応の実施を確保していくため、食品安全基本法に基づき、施策の実施状況の監視等を行っている。リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する権限を持っている。併せて、食品安全委員会は、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

これまでに食品安全委員会が実施した監視等の取組の状況は以下のとおりであるが、これら食品安全委員会に付与されている権能をより積極的に活用すべきとの指摘が消費者等関係者から寄せられている。

また、食品安全委員会では、食品安全モニター（全国470名に依頼）の活動や食の安全ダイヤルを通じて、広く国民から意見や情報を提供いただき、委員会の活動に反映させる取組も実施してきている。

【これまでの実績】

- リスク管理機関の施策の実施状況の監視（モニタリング）については、評価結果を通知したリスク管理機関から、対象の評価品目ごとに調査票による報告を受けることにより行っている。これまでモニタリングを9回実施し、その結果、勧告の必要性は認められなかった。
- 関係行政機関の長に対する意見具申
 - ・ 平成17年4月28日に、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）」を厚生労働大臣に通知。具体的には、暫定基準を設定すべき物質について再点検を行うこと、リスク評価計画を策定し、食品安全委員会の了承を得ること等、農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し留意すべき事項を意見として述べた。
 - ・ 平成18年3月7日に、「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」を農林水産大臣に通知。具体的には、リスク評価依頼計画を策定し、食品安全委員会の了承を得るとともに、厚生労働省において作成される「暫定基準のリスク評価依頼計画」との整合性を十分検討すること等、飼料中の残留農薬基準の設定に際し留意すべき事項を意見として述べた。

(2) 改善方策

① 監視機能等の改善

- 食品安全委員会によるリスク評価結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこと

とし、必要に応じて食品安全委員会に報告を求めるなど適切な対応を行う。

- リスク管理機関に対する要請事項の明確化を図るため、評価書に「施策の実施に当たっての留意事項」を付す場合は、評価書をリスク管理機関へ通知する際の文書にその内容を明記する。

② 食品安全モニターの活動等の改善

- 食品安全モニターの活動を施策形成に効果的に反映させる観点から、自ら評価の候補案件等を募集するなど、事項を指定して食品安全モニターの意見を聴く機会を増やす。また、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについては、今後の食品安全モニター活動の参考にしていただくため、フィードバック（情報提供）を行う。
- 地域において食品安全に関する活動をより積極的に担っていただけるように、その活動を支えるための情報提供に努めるとともに、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション推進事業を活用してリスクコミュニケーション技術の向上等を図る。
- 食品安全モニターについては、その使命や活動内容を踏まえ、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定の理解をしていただく必要があることから、資格要件を設けている。引き続き活動的なモニターを維持・確保できるように、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。
- 食品安全モニター会議の運営については、会議後に実施しているアンケートで、様々な意見等が寄せられている。今後も、会議の企画段階で、意見等を参考とすることにより、継続的な改善を図る。

③ 食の安全ダイヤルの周知

- 食の安全ダイヤルは、広く食品の安全性についての情報提供や御意見等をいただくとともに、消費者自らが情報を集め、食品の安全性についての理解を深めるための窓口である。ホームページへの掲載やチラシの配布等の従来の取組に加えて、地方公共団体、消費者団体等の関係団体や今国会に設置法案等が提出されている消費者庁とも連携して、一層の周知に努める。

3. 情報提供に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起こらないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきた。

また、平成16年度からは、人の健康に悪影響を与える危害要因についてその時点における最新の情報をまとめた「ファクトシート」を作成し、公表してきている。

これらの科学的知見に関する情報を始め食品安全委員会から発信する情報については、ホームページ（平成15年7月開設）、季刊誌「食品安全」（平成16年7月発刊）、メールマガジン（平成18年6月配信開始）などを通じて周知してきている。

このほか、食品安全委員会では、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、リスク評価の内容を分かりやすく紹介したDVDなどを作成し、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動などについて、国民の理解が醸成されるよう情報発信に努めてきている。

これらの情報発信については、食品安全委員会が発足して充実してきたとの評価がある一方、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要などの指摘が寄せられている。

(2) 改善方策

① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善

- 評価書等は専門性が高いことから、消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ&Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。
- ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。
- 食品安全委員会から発信する情報については、見やすく、分かりやすいものとするため、プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、食品安全委員会からの情報であることが認知しやすいよう、ロゴマークの使用などについて工夫する。
- 季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、意見交換会や講演等において使用するなど、活用の場の拡大に努める。

- 全国食品安全連絡会議[※]について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、食品安全に関する地方公共団体や地域の取組を集約し、各地方公共団体が相互に活用できるよう、情報提供を行う。

また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求める、関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼するなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。

※ 食品安全委員会と地方公共団体との連携を強化する目的で、年1回、都道府県、保健所設置市、特別区の食品安全担当者を参集し開催している会議

② 関係機関・団体との連携の拡大

- 消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体（栄養士、医師、獣医師、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、各種学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。

- マスメディア関係者に食品安全や食品安全委員会の活動内容についての理解を深めてもらう観点から、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。

- 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの機関や団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。

さらに、委員会活動への理解を深める観点から、これらの機関や団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。

- 委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、併せて都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。

③ 社会に発信されている不正確な情報への対応

- 科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。

4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

（1）現状

食品安全委員会は、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や各種メディアによる情報発信・伝達など、あらゆる機会とコミュニケーション手段を用いて、リスクコミュニケーションを推進してきている。

特に、意見交換会については、リスク管理機関や地方公共団体と連携して、「我が国のBSE対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」など様々なテーマで、これまで333回実施した。（平成20年12月31日現在）

また、食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、平成18年度から「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を、平成19年度からは「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座」を開催している。

そのほか、食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、国民からの意見・情報の募集を行ってきており、これまでの実施回数は411回にのぼる。（平成20年12月31日現在）

これらのリスクコミュニケーション活動に関して、意見交換が一部の関係者との間のものになっている、双方向性に欠けているなどの指摘、育成講座受講者が地域でリスクコミュニケーションを進めるための支援や活躍の場を創設すべきとの指摘、食品安全委員会が行う意見・情報の募集の内容が難しい、意見等を出しにくいなどの指摘が寄せられている。また、食品安全に関する教育や学習の充実なども求められている。

（2）改善方策

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、食品の安全性について正確かつ分かりやすく、双方向のコミュニケーションを行うことが基本である。そして、これらの活動が関係者の安心につながるよう推進することが重要である。その実施に当たっては、メディア及び関係者との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供などを有機的に組み合わせることに留意しつつ、以下の改善を推進する。

また、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁が関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うことから、消費者庁と効果的に連携してリスクコミュニケーションを推進する。

① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善

- 意見交換会の実施に当たっては、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。

〔例〕・消費者団体との共催によるもの

・サイエンスカフェなど小規模なものなど

この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの相談や意見を基に関心事項等を分析して、リスクコミュニケーション活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。

また、開催した結果についても、参加できなかった方も理解できるよう、分かりやすい情報提供に努める。

② 地方公共団体等との連携

○ 平成20年8月19日開催の第39回リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項について推進する。

a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供

リスクコミュニケーションの基礎づくりのために、リスク分析の考え方やリスク評価の基本となる科学的知見等について、地方公共団体等に対して今後とも分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。

b 人材育成

リスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。

c リスクコミュニケーションの共催や情報の共有

地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。

d リスク管理機関の地方組織との連携

地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。

③ リスクコミュニケーション推進事業の改善

○ リスクコミュニケーションを推進していく担い手となる人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。

a リスクコミュニケーター育成講座等の受講者（以下「受講者」という。）について、定期的に活動状況の把握や要望及び意見の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。

b 受講者に食品安全委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるリスクコミュニケーションツールの開発と受講者への提供を

行う。

- c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。

④ 意見・情報の募集の改善

- 国民の関心が高いと予想される事案について意見・情報の募集を行う場合には、引き続きリスク評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、リスク評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- 意見・情報の募集に寄せられた意見等に関しては、引き続き、科学的に妥当なものはリスク評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等については事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。

⑤ 食育の推進等

- リスクコミュニケーションについては、食育を推進する観点からも取組を行っているところであるが、特に以下に留意して推進する。
 - a 東京で開催している「ジュニア食品安全委員会」について、地方開催の要請も踏まえ、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。
 - b 学校教育において、食品の安全性についての基礎的な知識を学習できるように、訪問学習の受入れ、講師の派遣、簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

(3) 中長期的取組の方向性

食品安全委員会事務局内の職員等の能力開発や人材育成のため、コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。

5. 緊急時対応に係る改善方策

(1) 現状

大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応することが必要である。この中で食品安全委員会は、国の内外から情報の収集・整理を行って事態を把握し、国民に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行う役割を担っている。

このような緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急時における国の対応のあり方等に関するマニュアルを整備し、平時から緊急事態の発生に備えた体制を整備してきている。さらに、平成18年度からは、緊急時対応訓練を実施してきた。

また、平成20年1月30日に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題に際しては、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」における申合せに基づき、被害拡大防止、原因究明及び再発防止策について政府一丸となって取り組んだ。この枠組みをベースに、薬物混入事案のような関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案については、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制が整備された。

このような緊急時の対応について、食品安全委員会の役割をもっと明確にしたり、情報発信をもっと積極的にすべきとの指摘が寄せられている。

(2) 改善方策

① 食品安全委員会の役割の明確化

- 今国会に設置法案等が提出されている消費者庁に緊急時における司令塔機能を集約することから、食品安全委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。

これに合わせて、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図る。

② 緊急時における情報発信のあり方

- 緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、食品安全委員会において、科学的知見や食品安全委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

〔対応例〕

- ・ 初動において、原因物質等の科学的知見を速やかにホームページで公表
- ・ 緊急事態の社会的影響等も踏まえ、自ら評価等のリスク評価結果や委員長談話など科学的知見を公表
- ・ 特に国民に周知すべき情報である場合、地方公共団体等関係機関の協力も得てきめ細かく情報発信

6. 委員会運営全般に係る改善方策

1) 業務基盤に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会の業務は、平成18年度における食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等に伴い、リスク評価要請件数が急増するなど、業務量が増大するとともに、業務の内容も複雑かつ高度化してきている。

このような中で、毎年、若干ずつ定員や技術参与の増員が認められてきているが、年々増加する業務量や諸外国のリスク評価機関の体制と比べて、職員体制は脆弱であり、その強化が求められている。

また、食品安全委員会の職員の大半は厚生労働省や農林水産省からの出向者が占めている。このことは、リスク評価を行う職員は、当該評価結果に基づき講じられる施策の実態に精通していることも重要であることから必ずしも妥当性を欠くものではない。他方、食品安全委員会の独立性を確保していく観点から、内閣府プロパーの職員の確保や人材の育成を進めるなど、そのあり方を見直すべきとの指摘が寄せられている。

さらに、食品安全委員会は独自の研究機関を持たず、必要な調査研究を、食品安全確保総合調査事業（平成15年度から）及び食品健康影響評価技術研究事業（平成17年度から）により外部機関へ委託して実施してきているが、自ら評価などを推進していく上でも、研究機能を強化すべきとの指摘がある。

(2) 改善方策

① 事務局体制の改善

- 職員の習熟度の向上及び業務の継続性の確保を図るため、以下のとおり、人事ローテーション等の改善を進めるとともに、職員の能力向上の取組を支援する。
 - a 職員の出向元の機関との調整を図りつつ、人事ローテーションの長期化（事務局内における他のポストへの異動などを含む。）、過去の在職経験者の上位ポストへの配置などに努める。
 - b 食品安全委員会には、日常の業務の中に、食品安全行政に関し知識及び技術を向上させる機会が多様に存在していることから、自己研鑽への職員の動機付けを促すとともに、自己研鑽に励める環境整備に努める。
- 食品安全行政を担当するに適した内閣府採用の職員の確保については、当面、任期付職員制度*の活用を進める。なお、任期付以外の新規職員の採用については、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁との連携も視野に入れ、長期的観点に立って検討していく。

※ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12法律第125号）に基づく制度であり、専門的な知識経験を有する者を一定の任期を定めて採用するもの。

- 残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加に対応するため、また、食品の安全性等に関する最新の知見等を収集するための国際機関や外国政府機関との連携強化を図るため、必要な定員や技術参与の確保に努める。

② 外部の専門家や研究機関等との連携強化

- 外部の専門家の専門知識を活用するため、以下のような外部専門家とのネットワーク作りを進める。
 - a 専門情報の提供に協力いただける専門家とのネットワーク作り（メーリングリストの作成など）
 - b 専門情報の提供や食品安全に関する啓発活動等に協力いただくための栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体や学会等とのネットワーク作り
- 大学等研究機関や食品安全委員会と類似業務を実施している他機関との人的連携について検討する。

③ 研究機能の強化

- リスク評価の方法の高度化や分野間の平準化・標準化を進め、また、新規技術の食品製造への利用などに対応するために、食品安全委員会が必要とする調査研究を実施できるように、必要な調査研究費の確保を図る。
- リスク評価に必要な情報を迅速に入手できるようにするため、これまで以上に多くの研究機関（企業、独立行政法人、大学等）に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。

（3）中長期的取組の方向性

食品安全委員会が、リスク評価機関として独立性を保ち、かつ、主体的に業務を遂行していくためには、事務局体制の強化が必要である。

併せて研究機能の強化も必要であるが、将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。

2) 運営に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に専門の事項を調査審議するため、206名（延べ246名）の専門委員から成る専門調査会が設置されている。

食品安全委員会の活動は、本委員会及び専門調査会の調査審議・決定を経て行われてきているが、消費者等から、委員に消費者の代表を入れるなどして、委員会活動にもっと消費者等の意見を反映できるようにすべきとの指摘がある。しかしながら、リスク評価機関という食品安全委員会の特性に鑑みれば、消費者代表が委員に参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくのが適当と考えられる。

専門委員については、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命することとされており、専門委員の改選に当たっては食品安全委員会において改選の考え方を審議・決定し、公表してきている。また、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会には消費者代表及び公募による委員が選出されているが、これらについて国民に十分知られていない実態がある。

また、食品安全委員会においては、毎年度、運営計画を策定し、企画専門調査会において、毎年11月頃に実施状況の中間報告を、6月頃に実施結果のフォローアップを行い、その結果を食品安全委員会に報告している。このように企画専門調査会は委員会活動を評価する機能（事後評価）を担ってきているが、より効果的に評価を実施していく必要があるとの指摘が寄せられている。

そのほか、各専門調査会においてより充実した調査審議ができるように、専門調査会の横断的連携の強化、運営の改善等を行うべきとの指摘がある。

(2) 改善方策

① 消費者を始めとした関係者の意見等の反映

- 消費者を始めとした関係者の意見等を聴く機能を充実させるため、以下の取組を推進する。
 - a 消費者代表、公募委員を始め幅広い関係者から構成されている企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の充実を図る。特に、運営計画の策定及びそのフォローアップ等の調査審議を行う企画専門調査会において十分な審議時間を確保するとともに、事後評価等の機会を通じて関係者の意見を踏まえた委員会業務の運営に努める。
 - b 意見・情報の募集について、消費者等関係者が意見等をより出しやすくなるように改善に努める。
 - c 今国会に設置法案等が提出されている消費者庁と連携を密にし、消費者の視点も踏まえた委員会業務の運営に努める。

② 専門委員選任プロセスの透明性確保

- 食品安全委員会会合において、専門委員の改選の考え方について調査審議・決定を行う際や改選結果の報告を行う際に、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会では委員を公募していることなどを含めて、選定方法等をより丁寧に説明し、国民の理解が深まるように努める。
- 専門委員の改選時に名簿を公表（プレスリリース）する際にも、改選の考え方の周知に努める。

③ 委員会活動の事後評価等の改善

- 運営計画の策定に当たって、事後評価等を行うに当たっての前提となる当該年度において達成すべき業務目標の水準を明確にするように努力する。
- 委員会業務を継続的に的確に実施していくため、業務管理をより一層充実させる。また、その業務管理の状況を企画専門調査会における業務状況のフォローアップ等の際に調査審議し、委員会業務の継続的改善に努めていく。
- 企画専門調査会においてフォローアップ等の調査審議に充てられる時間も限られていることから、重点事項や業務管理状況に調査審議の重点を置くなど、専門委員の意見等も踏まえながら、フォローアップの実施方法等について逐次改善を進める。

④ 専門調査会における調査審議の改善

- 専門調査会における調査審議の充実を図るためには、専門委員にその役割や委員会活動を熟知していただくことが必要である。このため、改選時に、それらについて理解を深めていただくための説明資料を作成してきている。今後、リスク分析に関するより詳細な資料を追加するなど一層の充実を図り、各専門委員に対し十分な説明を行う。
- 専門調査会間の横断的連携を図る観点から、定期的に専門調査会座長会を開催する。特に、リスク評価に関しては、個別分野のガイドラインの策定を鋭意進めるとともに、専門調査会座長会を開催し、分野間の整合の確保及び評価レベルの向上を図る。
- 各専門調査会の運営のあり方について、定期的に各専門委員から意見等を聴取する機会を設けて、継続的な改善に努める。

IV おわりに

今般の「食品安全委員会の改善に向けた検討」においては、食品安全委員会が設立5周年という節目を迎える中で、これまでの活動実績を総括し、食品安全委員会の業務や機能のあり方について検討を行い、改善方策等の取りまとめを行った。

食品安全委員会においては、この改善方策を着実に実施していくとともに、今般の取組を第一歩として、今後とも、消費者を始めとした関係者の意見等を幅広く聴いて委員会活動の継続的な改善に努め、より国民の目線に立った、より信頼される機関を目指していくこととする。

また、中長期的に取り組むべき課題については、食品安全委員会として、その具体化に向けて更に検討を進めていくこととする。

「食品安全委員会の改善に向けて(案)」についての御意見の募集結果について

1. 実施期間 平成21年2月12日～平成21年3月13日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 20通

4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
Ⅱ 検討に当たっての基本的考え方		
(1)	<p>食品安全委員会の名称について (意見)</p> <p>「リスク評価機関である食品安全委員会として・」とあるが、消費者はその名称からして、リスク評価のみ行う機関という認識はしていない。これまでリスクコミュニケーションの場へ度々参加したが、そこではリスク評価に対する意見以外も多く見られた。この名称から国民の食品安全全般にわたって関与する機関であることを期待してしまうことは否めない。今後、消費者庁が設置され食品安全に関する司令塔としての役割を持つ機関が創設された場合、評価機関であることをはっきり区別できる名称とすべきである。</p>	<p>食品安全委員会という名称は、食品安全基本法に定められており、今般の「食品安全委員会の改善に向けて(案)」(以下「改善案」という。)においては名称の是非は検討の対象としていません。</p> <p>なお、食品安全委員会としては、委員会の役割や機能を国民の皆様にも十分理解していただくことが大切であると考えています。</p> <p>このため、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。</p>
Ⅲ 改善に向けた方策 【1. 食品健康影響評価に係る改善方策】		
(1)	<p>事前調整の徹底について (意見)</p> <p>評価の迅速化4ページ「リスク管理機関との事前調整を徹底する」とあるが、これは調整ではなく管理と評価のリスクコミュニケーションだ。</p> <p>委員会の場で公開されるべきものだ。「リスク管理機関の評価の目的と収集された資料をもとに、委員会として出しえる結論、期限を公開の場において検討する」とするべきだ。密室談合はふさわしくない。</p>	<p>ここで述べている「リスク管理機関との事前調整」とは、事務的調整であり、専門調査会での審議を効率的に行うため、適切な資料が整備されているかを、事務レベルで事前に確認するものです。</p> <p>ご指摘のような検討については、事前に行うべきものではないと考えています。</p> <p>なお、専門調査会での審議については、提出された資料や収集した知見に基づき、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開で行っています。</p>
(2)	<p>事業者から寄せられる案件に係る評価について (意見)</p>	<p>食品添加物の新規承認等に当たっては、厚生労働省においてその必要性が検討された上</p>

	<p>健康食品や食品添加物の新規承認など事業者から寄せられる案件に委員会が振り回されている現状があり、事業者の新規案件を市場化のためのルーティンワークとしてこなしていく仕組みを見直す必要がある。健康食品、農薬、食品添加物、バイオテクノロジー食品などは、評価作業の前に、必要性があるのかどうかの基本的視点をふまえ、必要性のある場合にのみ評価することとすべきだ。</p>	<p>で、食品安全委員会に評価要請が行われます。食品安全委員会においては、厚生労働省からの評価要請に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。今後とも、国民の健康の保護が最も重要という基本的認識に基づき、着実かつ的確にリスク評価を進めていきたいと考えています。</p>
(3)	<p>評価の必要性について (意見)</p> <p>これまで1081件の要請を受け、691件の評価を終えたところだが、要請を受けたもの全て評価する必要があるのか疑問に思う。いわゆる健康食品や、食品添加物など国民の食生活に必要、不可欠なものか議論されたのか、評価が不要な案件等の整理は是非必要である。</p>	
(4)	<p>評価に用いるデータの信頼性について (意見)</p> <p>企業の申請データとその関連資料を主要な評価資料としているままでは、いくらGLPIに適合したデータを用いるとしたところで、評価の信頼性が保障されるものではない。肝心なのは、委員会が事業者の申請に対して、予断を持たずかつ厳しくデータのチェックすることだ。申請事業者は市場化をめざす自己の新製品に対して都合のよいデータをそろえてくるのであるから、そうしたデータを鵜呑みにせず、批判的データを調査し、また、できることなら委員会による対照実験を行う必要がある。データの公開は実際に食べることとなる立場からは極めて重要である。事業者の利益確保を重視するのではなく、専門調査会の公開、申請データの公開の原則を貫くべきである。</p>	<p>評価のためのデータについては、受益者負担で作成することが国際的にも一般的な考え方であるため、変更の必要はないと考えています。</p> <p>なお、データ要求の基準を明確にし、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、評価ガイドラインを作成し公表しています。これまでに新開発食品や遺伝子組換え食品等についてガイドラインを策定しており、現在、食品添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインの策定に向け調査審議を行っています。</p> <p>今後とも、要請者からの提出資料については、可能な限りGLPIに適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていくとともに、関連文献や海外の評価結果も参照し、客観的かつ中立公正に審議を進めていきます。</p>
(5)	<p>評価に用いるデータの信頼性について (意見)</p> <p>要請者が提出する資料についてその信頼性を確保するためGLPIに適合したデータを求めるとあるが、資料の点数等も加えて評価の運用規定を定め公開する必要がある。</p> <p>事項によっては委員会自ら試験を行う必要もある。</p>	<p>また、専門調査会の開催に当たっては、審議の透明性を確保するため、原則公開とし、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合に限り非公開としています。</p> <p>今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努めていきます。</p>
(6)	<p>評価のためのデータについて (意見)</p> <p>評価のためのデータは評価要請者が作成することを前提にしているが、国が独自に追試できる体制を作るべきだ。それが食品安全委員会の働</p>	

	<p>値と重みをもつことになる。評価要請者がGLPに適合した試験データを用いることは当然であり、義務づけられるべきだ。消費者重視といいながら、改善案においても業者寄りが相変わらずと感じる。</p>	
(7)	<p>評価に必要な情報の収集について (意見)</p> <p>評価方法等の見直し4ページ「食品安全委員会としても独自に必要な情報の収集に努める」を追加すべきだ。公開されている情報であれば集められるはずで、それをしないのであれば都合のよい情報だけ使ったとされてもしかたないのではないか。また、なんでも要求し、回答があるまで放置という姿勢はいかがなものだろう。</p>	<p>食品安全委員会では、新たな科学的知見や危害情報を独自に収集し、分析しています。</p> <p>また、食品の安全性に関する個別課題について、調査事業を活用し、情報を収集して評価に活用しています。</p> <p>今後とも的確な情報収集に努めていきたいと考えています。</p>
(8)	<p>調査審議の公開について (意見)</p> <p>非公開とする知財の関係は、透明性が最優先であり、知財保護のぎりぎりのところでどういう理由で非公開としたかが納得されるものでなければならない。農業、遺伝子組換えなどは非公開を当然としているが、農水省との関係の深い業界への配慮ではないかと思われる。</p>	<p>専門調査会の調査審議については、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開で審議を行っています。また、非公開で開催される会合については、発言者名を伏せた上で議事録を作成し、開催日から3年間公開するとともに、3年後には発言者名を明示した上でホームページに掲載しています。</p> <p>今後とも、知的財産に抵触しない範囲で、資料の十分な公開に努めていきたいと考えています。</p>
(9)	<p>予防原則の採用について (意見)</p> <p>リスクアナリシスが取り入れられた欧州では予防原則が採用されている。日本でも予防原則を導入することを要望する。</p>	<p>我が国においても、食品安全委員会が、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行い、それに基づいてリスク管理機関が適切な管理措置を実施するというリスクアナリシス(リスク分析)の枠組みを取り入れています。予防原則／予防的措置は、リスク分析の要素の1つとして国際機関等で提唱されており、食品安全委員会もその理念に則って、科学的な不確実性や変動性を十分考慮してリスク評価を実施しています。</p>
(10)	<p>再評価制度について (意見)</p> <p>再評価制度は機能していない。新たな科学的知見が生じたときに再評価するとは建前だけだ。国民や消費者団体などから再評価要望を受け付けるようにして、それを反映できるシステムを作るべきだ。</p>	<p>再評価制度については、現在は、動物用医薬品については薬事法に基づく再評価の仕組みがあり、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については、新たな科学的知見が生じたとき等に再評価を行うことが告示で明記されています。</p> <p>その他の案件については、新たな科学的知見が生じた場合は、リスク管理機関において管理措置の必要性を検討の上、必要であると判断されれば、食品安全委員会に評価要請がなされます。</p>

		<p>また、自ら評価として、国民の健康への影響が大きいと考えられるものや、国民の評価ニーズが高いと判断されるものを選定することとしています。</p> <p>改善案のとおり、今後の中長期的取組として、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討していきたいと考えています。</p>
(11)	<p>一定期間後の再評価について (意見)</p> <p>食品添加物公定書について、「一定期間後の再評価」ということになれば、「一定期間とは何年か」などの議論が出てくることは必至だ。そのような議論よりも、「食品衛生法第21条の規定に基づき作成することとされている食品添加物公定書については、食品添加物に関する製造・品質管理技術の進歩及び試験法の発達等に対応するため、従来から、おおむね5年ごとに、食品添加物に関する製造・品質管理技術や試験法の発達等の状況に対応すべく、見直しを行い、公定書の改訂を実施しております。」と厚生労働省のホームページに掲載されているように、まずは厚生労働省に「概ね5年」を厳守していただくことだ。現行の第8版告示(2007年8月)は、第7版告示(1999年4月)後8年4ヶ月してから、第7版告示は、第6版告示(1992年8月)後6年8ヶ月経過してからの告示だったので、「概ね5年」とは言えない現状だ。</p>	<p>ご意見については、厚生労働省の所掌に関することから、厚生労働省にお伝えします。</p>
(12)	<p>海外の基準との整合性について (意見)</p> <p>過去の評価結果の見直し5ページ「海外の基準と整合しないなどの問題が生じている」はリスク評価機関の問題ではない。「adi、arfd、moe等、海外のリスク評価結果と整合しないなどの問題が生じている」に修文するべきだ。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている」と修文いたします。(別紙参照)</p>
(13)	<p>国際機関等による規格の改定やADIの見直しについて (意見)</p> <p>国際機関等が規格を改定したとき、ADIを見直し変更したときは、リスク管理機関は、食品安全委員会にその事実とわが国の対応を報告するようなルールがあってもよいのではないか。また、現時点で、諸外国(特に、欧米)に比べ、甘い規格になっている食品添加物については、欧米で流通できない劣悪な品質の食品添加物が我国の食品市場に流入しないように、規格を早急に改定すべきだ。</p>	<p>ご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p> <p>なお、国際機関での規格の改正等については、食品安全委員会においても情報の収集を行っています。</p>
(14)	<p>専門調査会の開催頻度等について</p>	<p>現在の食品安全委員会の体制で、評価要請</p>

	<p>(意見)</p> <p>健康影響評価の要請の数からすれば、専門調査会をもう少し頻繁に開催するとともに、「全員出席」を原則にすべきだ。</p>	<p>案件の増大に伴う専門調査会開催数の増加や、評価業務の複雑化・高度化に対応するには限界があることから、中長期的取組の方向性として、評価体制の強化・整備が必要と考えています。</p>
(15)	<p>専門調査会の委員について (意見)</p> <p>専門調査会を傍聴していると、手を上げて説明したくなる場面に遭遇したことがある。専門調査会の委員には、企業で研究開発、生産管理あるいは品質保証に従事した退職者を、テーマに即して臨時委員などとして加えれば、「靴の上から足をかく」ことは減少し、議論の効率が上がる。</p>	<p>企業関係者の審議への参加については、中立公正な調査審議の確保のため、行っていません。なお、事務局により、必要に応じて、企業からヒアリングを実施しており、適切な資料の確保に努めています。</p>
(16)	<p>審議状況の明確化について (意見)</p> <p>現在のところ、評価案件の審議の状況が、委員会や専門調査会の開催ごとに資料として公開されている。評価が終了していない案件について、「意見募集中」「専門委員会等で審議中」「評価未着手」など、審議プロセスのどこの状況なのかが一覧表で示されていると、消費者は関心のある案件についての審議状況を知ることができる。</p> <p>資料が不足しているなどしてリスク評価を実施できないものについて、「タイムクロック制(標準的な事務処理期間)の導入等について検討する」とあるが、そのこととあわせて、審議途中のものについても、審議の状況が消費者にも分かるような情報提供のありかたを検討してほしい。</p>	<p>各案件の審議状況については、現在、ご意見・情報の募集中の案件や、評価結果を通知した案件について整理し、リスク管理機関から評価要請がなされた際に、委員会会合に資料として提出しています。</p> <p>タイムクロック制については、リスク管理機関と協議しているところですが、制度の導入の際は、審議状況を明確にするための仕組みを整備したいと考えています。</p>
(17)	<p>タイムクロック制の導入について (意見)</p> <p>審議状況や見通しの明確化5ページ「リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロック制の導入」リスクコミュニケーションの問題なので、調整などという言葉を使わず、「リスク管理機関と委員会が出しえる結論、期限を公開の場において検討する」とすべきだ。</p>	<p>ご意見については参考として承ります。</p>
(18)	<p>要請の取り下げについて (意見)</p> <p>早い時期の「取り下げ」なら未だしも、2回度、3回度と専門調査会が実施されてからの「取り下げ」は、税金の無駄遣いだ。食品健康影響評価に多大なコストがかかっていることをPRし、リスク管理機関は指定要請者や認可要請者から手数料を徴収するように制度を改め、安易な指定要請や認可要請を削減することも検討されてはいかかが。利益を上げる者が、応分の負担をすることは、当然</p>	<p>特定保健用食品の承認に係るリスク評価については、ご指摘のとおり、審議途中で取下げとなった事例が多いことから、厚生労働省における審議を先行させるとともに、事前の資料確認を徹底するなど、運用改善に努めているところです。取下げ案件については、食品安全委員会に報告され、公開されています。いただいたご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>

	<p>のことだ。また、途中で取り下げた者も公表すべきだ。</p>	
(19)	<p>委員会の中立性の確保について (意見)</p> <p>委員会のリスク評価は中立公正に行われることになっているが、それは困難なことで、この間の評価結果の中には、消費者の目から見れば中立ではなく、たとえば米国産牛肉輸入再開時の評価のように、「はじめに結論ありき」の評価であったように見えるものもあった。評価の透明性を改善するため、欧州のように消費者代表を入れた評議会を設ける等して中立性を確保できるようにしてほしい。</p>	<p>食品安全委員会は科学に立脚しリスク評価を行う機関であり、個別の評価課題については学識経験者等で構成される専門調査会で調査審議を行っています。</p> <p>なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には、消費者代表や公募委員も含まれています。</p>
(20)	<p>慎重かつ十分な評価について (意見)</p> <p>迅速化をうたわれているが、輸出国基準をそのままもって済ませることのないようにすべきだ。国独自の慎重かつ十分な安全評価をしてこそ、国際貢献となるし、国民の健康を守るという信頼に繋がる。</p>	<p>食品安全委員会は、中立公正な立場から、科学に基づきリスク評価を行う機関です。国際的な評価手法との整合性も勘案しつつ、独自にリスク評価を行っています。今後もリスク評価の実施に当たっては慎重かつ十分な審議を行っていきたいと考えています。</p>
(21)	<p>サステナビリティを意識した考え方について (意見)</p> <p>「諸外国のリスク評価機関に比べ、食品安全委員会の評価体制はきわめて脆弱であると・・・」について、評価体制の強化はある程度認めつつも、限りある資源(人・モノ・金)を有効に活用していくために、10年、30年先にも通用する、サステナビリティを意識した考え方が必要である。たとえば、米国食品医薬局のGRAS(generally recognized as safe)という考え方を日本でも適用できるような仕組みに持っていくことを国の方針として、リスク管理機関と共に考えていくような、ドラスティックな転換が必要な時ではないのか。</p>	<p>現在の食品安全委員会の体制で、評価要請案件の増加や評価業務の複雑・高度化に対応するには限界があることから、中長期的取組の方向性として、評価体制の強化・整備が必要と考えています。</p> <p>ご意見については、参考として承ります。</p>
(22)	<p>自ら評価の取組について (意見)</p> <p>近年、厚労省や農水省への国民の信頼が失墜する中であって、食品安全委員会は開かれた組織として最も国民の信頼を受けている機関であると感している。しかし、これまでの活動の主体が厚労大臣や農水大臣からの諮問を受けてリスク評価を実施するという受身的なものであるために、下請機関のような印象を受けてしまう。従って、リスク評価機能だけであれば消費者庁に入れても良いという意見が出てきて当然だが、食品安全基本法の精神から言えば、内閣府にあって関連省庁に勧告する立場でなければならない。なぜ、下請的に</p>	<p>ご意見のとおり、リスク評価機関である食品安全委員会が、その主体的取組として自ら評価を行う意義は極めて大きいと考えています。委員会では、これまで4件の自ら評価に取り組んできており、平成20年度においては、「オクラキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」、「食品中のヒ素」を新たに自ら評価案件に選定したところです。</p> <p>この自ら評価については、改善案において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国民の意見をより反映するための改善、 ②緊急の案件に柔軟に対応するための改善、 ③審議の状況や見直しの明確化のための改善 <p>に取り組むとともに、中長期的取組として、自ら</p>

	<p>見られるかという点、基本法にもある「自ら評価」の活動が良く見えないからではないか。厚労省や農水省の縦割り行政から離れて、食品安全委員会が「自ら評価」を行ってそれを関連省庁に勧告したとき、国民は自分達の食の安全を委員会が積極的に守ってくれていることを実感し、委員会への信頼が更に高まると思う。そのために必要な研究所の併設や事務方の充実などには大いに賛成である。今後の改善の中で「自ら評価」を重要な柱として活動され、国民の信頼が一層高まることを期待している。</p>	<p>評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備していく必要がある、としています。</p> <p>食品安全委員会としては、これらを着実に実施し、いただいたご意見に応えられるよう努力していきたいと考えています。</p>
(23)	<p>「自ら評価」のあり方について (意見)</p> <p>「自ら評価」に関する改善方策として委員会は募集方法の改善などを述べるが、これまで1081件の評価要請(08年12月31日)に対しわずか4件しか「自ら評価」をしてこなかった。また直近の食品問題では中国産冷凍ギョーザ事件やメラミン添加乳製品問題などに対し、自ら直ちに調査し、問題点の指摘や具体的な対策の提案を行っておらず、国民の期待に応えなかった。かえって汚染米やメラミン問題のように社会問題化すると、相当量を摂取しなければ健康被害のおそれはないなどと、問題をうち消す姿勢に終始してきた。また、BSE問題で国内対策の見直しを急遽提案し、日米首脳会談の日程に合わせるかのように、米国産輸入条件の環境作りの一環として、国内での検査体制緩和を打ち出すなど、政治的露払いの役割を果たしてきた。</p>	<p>食品安全委員会では、消費者代表や公募委員を始め幅広い関係者から構成されている企画専門調査会において、自ら評価を行うべき対象を定期的に点検・検討し、案件を選定しています。これまで4件の自ら評価に取り組んでいますが、いずれも「広範な影響があり、難しい(時間がかかる)案件」です。</p> <p>さらに、平成20年度においては、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」、「食品中のヒ素」の3案件を新たに自ら評価案件に選定しました。</p> <p>食品安全委員会としては、今後とも、改善案のとおり、国民の健康に係る重要な案件について自ら評価に主体的に取り組むとともに、併せて自ら評価により積極的に取り組むことができる事務局体制の整備に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、食品安全委員会では、中国産冷凍ギョウザ事件を受けて農薬メタミドホスの食品健康影響評価を優先して迅速に行い、中国における乳幼児用粉ミルクのメラミン汚染の問題においては、メラミンの毒性等に関する科学的知見や他国の評価の状況を迅速に取りまとめ、情報提供を行いました。改善案においても、自ら評価に関し、緊急の案件に柔軟に対応するための改善を行うこととしています。</p> <p>なお、自ら評価の一つである「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について-中間とりまとめ-(平成16年9月)」については、BSE問題は食品安全委員会の発足の契機となった重要課題であり、平成15年8月の第1回プリオン専門調査会において「日本のBSE問題全体について議論することが重要である」との合意がなされたことから、我が国のそれまでの知見等を踏まえ、中立的・客観的な立場から、日本におけるBSE対策についてその時点で科学的に整理分析を行い、全体的な検証を進め、取りまとめに至ったものです。</p>
(24)	<p>自ら評価の要望への対応について</p>	<p>改善案においては、自ら評価について、新た</p>

	<p>(意見)</p> <p>自ら評価の改善策が述べられているが、応募方法としてその諾否の理由を回答する「申し出」制度を導入すべきである。1081件の要望に対して4件しか評価しかなかったとあるが、応募者へはその理由を知らせる必要がある。</p>	<p>に食品安全モニター等からの候補案件の募集を行うなど自ら評価候補案件の選定に当たっての間口を広げることとしています。</p> <p>また、応募された案件等については、企画専門調査会及び必要に応じて設置されるワーキンググループで公開審議を行い、決定された自ら評価案件についてはホームページ等で公表することとしています。</p> <p>食品安全委員会としては、いただいたご意見も参考にして、よりよい制度作りを目指していきたいと考えています。</p> <p>なお、1,081件はリスク管理機関からの食品健康影響評価の要請件数で、自ら評価の要請件数ではありません。</p>
(25)	<p>消費者からの意見の反映について (意見)</p> <p>「国民の意見をより反映する」ための方策として食品安全モニターからの意見募集などが書かれているが、消費者等関係者の意見をより反映させるため、自ら評価の案件をもっと広く消費者から募集するよう要望する。</p>	<p>自ら評価候補案件の募集については、改善案において、「食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる」としています。</p> <p>ご意見のとおり、消費者等関係者の意見をより反映できるよう、順次募集対象を拡大していくことを検討していきたいと考えています。</p>
(26)	<p>緊急の案件について (意見)</p> <p>緊急の案件に柔軟に対応するための改善6ページ「緊急の案件」の具体例を挙げるべきだ。その中には「食中毒」「食品テロ」「事故」といった実害に加え、誤った情報の流布による「風評被害」「報道テロ」の対応を加える必要があると考える。</p>	<p>食品安全委員会は、食中毒等、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じ、又は生ずるおそれのある場合による緊急事態等の発生に際しては、収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行い、当該評価結果等について適切に公表することとしています。</p> <p>昨年9月には、中国政府から、メラミンが不正に混入された乳幼児用調製粉乳が原因と思われる乳幼児の腎結石等の被害が報告されましたが、これに際しては、食品安全委員会としても、緊急の事案として、ヒトへの健康影響を検討する参考として、国際機関等における毒性評価等を基に、その時点で知られているメラミン及びシアヌル酸に関する科学的知見を整理して公表しました。</p> <p>今後も、予期せぬ危害の発生が起こりえますが、科学的知見を迅速に分かりやすく提供できるよう柔軟に対応していきたいと考えています。</p> <p>また、このような科学的知見の提供が風評被害等を防ぐことにもつながると考えています。</p>
【2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策】		
(1)	<p>監視力の強化について (意見)</p>	<p>我が国の食品安全行政では、リスク分析の考え方にに基づき、リスク管理機関は、リスク評価</p>

	<p>評価の結果を踏まえて管理機関が施策を行う場合、往々にして安全評価すなわちゴーサインとなっているのがこれまでの実態である。評価にあたって問題・疑義となったこと、予防原則などを踏まえて、管理機関の施策に対して監視力を強める必要がある。安全評価すなわちゴーでないことを管理機関が認識するよう意見の表明が必要である。</p>	<p>の結果を踏まえ、関係者と協議しながら、技術的な実行可能性、費用対効果、国民感情などさまざまな事情を考慮した上で、リスクを低減するための適切な政策・措置を決定し、実施しています。</p> <p>また、リスク分析の枠組みの中で、食品安全委員会は、リスク評価の結果が食品の安全性の確保のためのリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)しているところです。</p> <p>これらを着実に実施し、食品の安全性確保に向けて、今後とも努力していきたいと考えています。</p>
<p>(2)</p>	<p>定期的なフォローについて (意見)</p> <p>監視機能の改善9ページ留意事項については明記するだけでなく、フォローして初めて意味があるので、「定期的に報告を求めフォローを行う」と追記するべきだ。</p>	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)し、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされています。このため、食品安全委員会では、施策の実施状況について、これまでモニタリングを9回実施しており、その結果については、食品安全委員会へ報告を行っています。留意事項についても、このモニタリングを通して、フォローを行っていくこととなります。</p> <p>これらを着実に実施し、食品の安全性確保に向けて、今後とも努力していきたいと考えています。</p>
<p>(3)</p>	<p>食の安全の司令塔としての役割について (意見)</p> <p>食品安全基本法(2003年5月)第22条、23条では、食品の安全性の確保のために委員会は講ずべき施策の基本的事項を策定し、施策に関して管理機関の監視を行った上で各大臣に勧告したり、調査結果に基づいて、意見を述べるなどの重要な司令塔としての役割が期待されている。しかし、委員会はそうした役割を自覚しているとはいえない。これは消費者が委員会の正委員となっていないこと、リスクコミュニケーションが政策決定に国民の声を反映する機能を果たしていなかったこと、食品安全モニターの活動も不十分だったことによる。委員会は食の安全の司令塔としての機関に生まれ変わらなければならない。</p>	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)し、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされています。このため、食品安全委員会では、施策の実施状況について、これまでモニタリングを9回実施し、その結果、勧告の必要性は認められませんでした。</p> <p>また、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑み、食品安全委員会委員には消費者代表は参画していませんが、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には消費者代表や公募委員が含まれています。</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションについて双方向性を高めた意見の交換ができるよう取組を進めるとともに、食品安全モニターの活動を通じて、広く国民から意見や情報を提供いただき、委員会の活動に反映させるよう努めてきました。食品安全委員会としては、今後、改善案のとおり、リスクコミュニケーションや食品安全モニター活動について様々な改善を行い、食品の安</p>

		全性確保に向けて努力していきたいと考えています。
(4)	<p>食品安全モニターと食の安全ダイヤルの活用について (意見)</p> <p>モニターも消費者、生活者であり、この視点からの意見をもっと汲み上げて欲しい。生の現場情報を持っているにもかかわらず、そのほとんどを吸い上げていないのは残念でならない。この点の改善は今後を大きく左右することになる。程遠いモニターと安全ダイヤルの活用改善に一つの活路がある。</p>	<p>食品安全委員会では、食品安全モニターの活動や食の安全ダイヤルを通じて、広く国民から提供いただいた意見や情報については、できる限り委員会活動に反映するよう努力しています。</p> <p>改善案においては、この取組をより一層進めるため、</p> <p>① 食品安全モニターについて、その活動を施策形成に効果的に反映させる観点から、自ら評価の候補案件等を募集するなど、事項を指定して食品安全モニターの意見を聴く機会を増やしたり、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについて、今後の食品安全モニター活動の参考にしていただくため、フィードバックを行っていく、</p> <p>② 食の安全ダイヤルについて引き続き国民からいただいた主なご意見をQ&Aとして整理しホームページに掲載するとともに、内容を分析してリスクコミュニケーション活動に活用するなど様々な委員会活動に活かしていく、などの改善を行うこととしています。</p>
(5)	<p>公募委員OBの活用について (意見)</p> <p>「1、監視機能などの改善2、食品安全モニターの活動の改善3、食の安全ダイヤルの周知」についてここでは1から3までしか挙げられていないが、ぜひとも公募委員OBの活用について、項目を立てて取り上げていただきたい。公募委員OBは、食品安全委員会の中でのさまざまな活動を通して、食品安全に関わる豊富な体験と知識を兼ね備えている。社会の中で、積極的に食品安全についての意見や情報発信などを行っている方々も多く、食品安全委員会の中で育てたこのようなOBを活用しないのはもったいない。食品安全委員会の活動の中で、消費者・生活者としての目線からの情報交換や、世間の意向ヒアリングなどにもっと活用すべきである。そのために、公募委員OB組織を食品安全委員会の中に作ることを提案する。</p>	<p>企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会においては、公募により選ばれた方各2名ずつを専門委員として任命してきています。ご意見のように、公募委員をされていた方が、専門委員を退任された後も、その経験を生かし、積極的に食品安全に関わっていただくことは有意義なことだと考えています。</p> <p>また、食品安全委員会においては、ご意見をいただいた公募の専門委員を始め、その他色々な方々が委員会運営に関わり、その活動を支えてこられました。いただいたご意見も踏まえ、公募委員OBを含め食品安全委員会に関わっていただいた皆様との連携のあり方について検討していきたいと考えています。</p>
【3. 情報提供に係る改善方策】		
(1)	<p>一般の方へのアピールについて (意見)</p> <p>すべての食品安全を見極めるための委員会の価値はあるが、一般の方への具体的なアピールが課題だと思う。食の安全ダイヤルをもっと具体的にその場で答えるような仕組みにできないか。(関</p>	<p>食の安全ダイヤルについては、リスク評価に関する問合せ等に対し丁寧な情報提供に努めているところですが、問合せの内容によって対応ができない場合などは、より適切な相談先を紹介することとしています。</p> <p>なお、他の相談機関等を紹介する場合でも、</p>

	<p>係各省などへのご案内でなく)季刊誌、キッズボックスもモニターから児童館のようなところへ配布したり、保健所、学校にもできないか。専門調査会は続けてほしいが、それをわかりやすく広めるグループをつくったらどうか。(内容によるが)モニターの具体的な仕事(役割)も明記した方がよい。</p>	<p>食の安全ダイヤルにおいて承知している情報を具体的に分かりやすくお知らせしたり、問い合わせ等の内容に応じたリスク管理機関や研究機関等に当方から問い合わせを行って、その結果を相談者の方に伝えた上で適切な相談窓口を紹介するなど、丁寧な対応に努めているところです。</p> <p>また、食品安全委員会で発行している季刊誌「食品安全」については、現在、都道府県及び保健所設置市、図書館、消費生活センターのほか、教育委員会を通じて学校等へ配布しています。このほかにも「地域での活動で使いたい」等のご要望に応じて、資料としてお送りする場合があります。今後とも、普及に努めていきたいと考えています。</p> <p>各専門調査会については、原則公開で開催しています。審議予定や結果はホームページへ掲載するとともに、毎週金曜日に発行しているメールマガジンでお知らせしています。</p> <p>食品安全委員会としては、委員会活動等について広く国民の皆様にご理解いただけるように、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。</p>
<p>(2)</p>	<p>食品安全委員会の存在の周知について (意見) 食品安全委員会の存在が十分認知されていない。</p>	<p>食品安全委員会においては、委員会の使命や活動内容について、パンフレット、リーフレット、季刊誌、ホームページ、DVDなどにより広報するとともに、リスクコミュニケーション活動にも積極的に取り組んできました。また、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄については委員長談話等を公表するとともに、食品安全に関係する事件等が発生した場合には、最新の科学的知見をホームページで公表してきています。</p>
<p>(3)</p>	<p>食品安全委員会のアピールについて (意見) 食品安全委員会の役割、その仕事の内容など、組織そのもののアピールを機会あるごとに意識的に行っていくことを明記してほしい。 (理由) ・農薬、遺伝子組換え農作物、BSEなどについてリスク評価を食品安全委員会で行っていることを知らないという人が多い。 ・リスク評価そのものについて、一般の人々が理解することはなかなか難しいものがあるが、信頼できる専門家による評価システムなどが説明されると、納得する人が大変多い。 ・多くの人は、安全の内容もさることながら、それを司る組織に対する信頼に多くの比重を割いている。</p>	<p>食品安全委員会としては、委員会活動等について広く国民の皆様にご理解いただけるように、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。</p>
<p>(4)</p>	<p>科学的中立性を守った情報提供について (意見) 委員会が分かりやすい情報提供と述べる時、農薬や食品添加物、遺伝子組換え食品の利用拡</p>	<p>食品安全委員会は、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を実施する機関であるとともに、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行い、リス</p>

	<p>大につながる情報提供が多く、これらに対する慎重論が科学者の中にあるにもかかわらず、そうした情報は取り上げられていない。情報提供にあたっては科学的な中立性を守り、分かりやすい表現であっても賛否両論を取り上げるべきだ。</p>	<p>コミュニケーションを推進しています。また、情報提供に当たっては、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方を分かりやすく表現することが大切であると考えています。</p> <p>このリスクコミュニケーションの実施に当たっては、関係者それぞれの立場からのご意見があることから、改善案のとおり、</p>
(5)	<p>情報提供の選択の基準について (意見)</p> <p>食品の安全性の科学については様々なデータ、意見があると考えられるが、情報提供に関してどのような選択の基準があるのか不明である。誰がどう判断するかが重要な課題である。遺伝子組換え食品などを問題とする学説もあるが、それらの意見は委員会側からの広報では目に留まらない。</p>	<p>① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、</p> <p>② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような参加型の意見交換会の実施など、双方向の意見の交換を実施していきたいと考えています。</p>
(6)	<p>消費者感覚の情報提供について (意見)</p> <p>食品安全委員会に不信感を多くの消費者が感じてしまうのは、検討事項が「私の食」に直結していながらも、内容の科学的検証を理解できずごまかされているように感じるからではないか。法令が整理されても、途切れることのない食品事件は省庁への怒りにもつながり、消費者という弱者は何もできないというすてばちな気持ちになる。</p> <p>いかに情報を分かりやすくするかは、第一の鍵だ。NHKの週間こどもニュースのように、常時初めて聞く人がわかる姿勢を持つ必要がある。奥様向け情報番組も解説方法については、多くの人に易しく・優しくなっている。このような姿勢を委員会が持っていることが、親近感につながる。マスメディア関係者も、よく理解できずに発信しているケースがないとは言えないのも現状ではないか。</p> <p>野草のコンフリーが、食べないようにと警告されて数年経つが国民的認識になっているのか。未だに食されていると思うし、旅番組で紹介されても誰も疑問に感じることも少ないのが現状のように思われる。科学的評価を国民的認識にする機構がまだ不整備のように感じられる。</p> <p>今回の鳥インフルエンザ発生においても、食品安全委員会の見解はマスコミで取り上げられない。マスコミ自身も委員会のコメントに魅力がないのかもしれない。これでは、いつも新し物好きの不安物ばかりを肯定する委員会のイメージは拭い去れない。だから、流通経済の都合のいいように見解を出しているようにみえてしまう。身近な食品問題に、消費者にむけて委員会が見解を出している姿が見えにくいのは致命的だ。</p> <p>食育推進で学校教育への普及は、食育月間などをきっかけに、全国の学校に食品安全を知らせる展示からの話題提供でもよいので、全学校同時スタートが必要だ。一部の学校が指定校になって</p>	<p>今般の改善案において、情報提供のあり方やリスクコミュニケーションの取組についてお示ししているところです。</p> <p>また、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会を充実させるとともに、プレスリリースを見やすく、分かりやすいものとするため、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現についても工夫していきたいと考えています。</p> <p>食育については、平成17年7月に制定された食育基本法において、食品の安全性の確保等における食育の役割が定められており、また、健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要と考えられることから、食品安全委員会もリスクコミュニケーションを積極的に実施することにより、食育を推進しています。</p> <p>なお、平成20年11月に、消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施などに新たに取り組んだところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえつつ、信頼していただける食品安全委員会を目指して、これらの取組を実施していきたいと考えています。</p>

	<p>も「あの学校ではできない」では、消費者と委員会との接点づくりにはならない。</p> <p>調査会などに関わっている消費者代表にも、消費者にむけて語れる場を設定して役割分担してもらってもいいのではないか。</p> <p>独立している委員会の良さが、どうしたら発揮できるかもう少し検討してみしてほしい。国民1人1人体への影響は一律ではないことから、食品に含まれているリスクを不安でないものに認識するためには、あらゆる方向からの考え方を含んだ上での科学的評価と、少しでも見えることが、一歩だろうか。消費者感覚を含んだ情報が委員会の前面に出るとより身近なものになる。</p>	
(7)	<p>地方自治体の積極的な対応について (意見)</p> <p>国民への情報提供には、地方自治体が食品安全に対してどれだけ積極的に対応するかにかかっている。地方自治体での食品安全にかかる資質の向上策を強調。(担当窓口の設置、専門的人材の育成:講座受講者の義務付け等)</p>	<p>食品安全委員会では、毎年1回、地方公共団体の食品安全担当者に参加いただき、全国食品安全連絡会議を開催しており、地方公共団体との連携に努めています。また、地方公共団体との共催による人材育成講座や意見交換会を開催しているところです。</p> <p>また、改善案においては、食品安全委員会から発信する重要な情報の地方公共団体への速やかな提供や地方公共団体の広報誌への記事掲載の働きかけ等を行うこととしており、地方公共団体との連携強化に努めていきたいと考えています。</p>
(8)	<p>国、地方公共団体との関係について (意見)</p> <p>難しい問題だが、科学的データに基づき、毅然たる態度で対応して欲しい。国、地方公共団体とも利害関係に明け暮れ、生活者の立場に立っていないことが多いので、両者をリードする能力も必要ではないか。特に地方公共団体の事業者よりの考え、行動には呆れるほどである。意見交換の場を増やすしかない。</p>	
(9)	<p>消費者団体の広報誌等への掲載について (意見)</p> <p>消費者団体の広報誌などへの委員会からの原稿提供の提案があるが、その内容が一面的でないことが必要であり、消費者・市民団体の活動に一定の方向付けをするものであってはならない。</p>	<p>広報誌への記事掲載の働きかけについては、リスクコミュニケーションの一環として、食品の安全性を守る仕組みについて情報共有を図る観点から、リスク分析の考え方や食品安全委員会の取組についてご紹介させていただくものです。これらについては、受け手となる団体において内容や当該団体の活動方針を踏まえ吟味され、掲載の可否等も含めその都度、適切にご判断されるものと考えています。</p>
(10)	<p>関係機関・団体との連携拡大について (意見)</p> <p>地方の行政担当者が食品安全委員会の活動や評価について理解し、地域住民へ正しいサービスが提供できるように地方行政担当者への理解促進についてはたらきかけを行ってほしい。</p> <p>マスメディアへの情報提供については、健康影響がどの程度なのか、わかりやすい情報を行うこ</p>	<p>食品安全委員会では、毎年1回、地方公共団体の食品安全担当者に参加いただき、全国食品安全連絡会議を開催しており、地方公共団体との連携に努めています。また、地方公共団体との共催による人材育成講座や地方公共団体及び関係省庁との共催による意見交換会、地方公共団体等が主催する意見交換会等への講師の派遣に積極的に取り組んでいるところで</p>

	<p>とが重要である。</p> <p>委員長談話が広く周知されるような方策は各地への情報提供に加え、消費者の目にとまることを最優先に考え、事業者団体などの協力を得るなど考えられないか。</p>	<p>す。</p> <p>改善案においては、委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報は地方公共団体へ速やかに提供することとしています。また、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会を充実させるとともに、プレスリリースを見やすく、分かりやすいものとするため、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現についても工夫していきたいと考えています。</p> <p>今後とも関係機関・団体と連携し、国民への情報提供に積極的に努めていきたいと考えています。</p>
(11)	<p>食品安全委員会からの派遣について (意見)</p> <p>さまざまな団体が、食品に対して取組をしている。お願いすれば、食品安全委員会からどなたかご参加いただけるということができれば素晴らしい。</p>	<p>食品安全委員会では、リスク分析の考え方や、リスク評価の内容に関して、地方公共団体やその他の団体が主催する意見交換会等への講師の派遣に積極的に取り組んでいるところです。今後も、引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p>
(12)	<p>委員長によるコメントについて (意見)</p> <p>食品安全委員長のコメントは、大変重みがある。重要なポイントで記者会見をして頂ければ、消費者はとても安心だ。もちろん大学の教授でもいいのだが、食品安全委員会委員長として発言して頂ければ、その効果は安心とともに、アピールになる。</p>	<p>食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を生かし、今後も、国民が過度の不安感を抱いたり、社会的混乱が起らないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長の見解や談話を公表していきたいと考えています。</p>
(13)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>「社会に発信されている不正確な情報への対応」が盛り込まれている。委員会が当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的情報の提供をすることは、情報の真偽に対する基準が委員会の価値観や評価によることとなることから、報道・表現の自由を侵すことになるため認められない。</p>	<p>食品安全委員会としても、報道や表現の自由は、最大限に尊重されるべきものと考えています。</p> <p>一方で、誤解や情報の不足等によって、結果として科学的に不正確な情報が社会に発信され、国民の健康に大きな影響を及ぼしたり、風評被害等につながるようなことが生じることは、報道・情報発信される側にとっても、意図するところではないものと考えます。</p> <p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、その情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、訂正の申入れを行ったり、関連する科学的な情報提供を行ったりすることが大切だと考えます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえつつ適切な対応を行うよう、努力していきたいと考えています。</p>
(14)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>社会に発信されている不正確な情報への対応において、当該情報の訂正を求めたりするとの対応を行うとあるが、これはやめるべきだ。</p> <p>なにをもって不正確な情報と判断するのか、その判断の主体は誰がどういう権限と情報によって担うのか。なにより危険なのは、自由な言論への弾圧となり、ファッショに繋がる。</p>	<p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、その情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、訂正の申入れを行ったり、関連する科学的な情報提供を行ったりすることが大切だと考えます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえつつ適切な対応を行うよう、努力していきたいと考えています。</p>

	<p>食品安全委員会の権限を高めるには、信頼できる安全性評価を行うこと、これに尽きる。これだけをちゃんとやるなら、その存在価値は高く評価されるだろう。</p>	
(15)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>「社会に発信される不正確な情報」、「科学的に誤っている情報」とは誰がどのように判断するのか、学説は必ずしも一方向ではない場合があるのではないかと考える。また、「必要に応じて」とあるがこの基準は何か、明確にしておく必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、不正確な情報にあたるか否かについての判断は、慎重に行わなければならないと考えています。</p> <p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報の与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口頭又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえつつ適切な対応を行うよう、努力していきたいと考えています。</p>
(16)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>社会に発信されたマスメディアなどによる誤った情報への訂正申入れはできる限り行ってほしい。</p>	<p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報の与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口頭又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。</p> <p>これらを着実に実施し、いただいたご意見に応えられるよう、努めていきたいと考えています。</p>
(17)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>社会に発信されている不正確な情報への対応11ページ極めて重要だ。アンケート等で消費者と専門家の意識のギャップを問題にしているが、これは自分たちが「知って」いた、「正しい」と思っていたことと違うことを言われるから生じるのだ。アンケートの選択肢にない、本当の本音は言いにくいから表に出ないだけで、本当のところはここにある部分が大いはずだ。「食品安全委員会の見解を積極的に述べる」をぜひ追加してほしい。</p>	<p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口頭又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。</p> <p>また、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行い、リスクコミュニケーションを推進していますが、改善案のとおり、</p> <p>① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケー</p>

		<p>ションや、</p> <p>② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような参加型の意見交換会の実施など、双方向の意見の交換を実施していきたいと考えています。</p>
(18)	<p>社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見)</p> <p>「社会に発信されている不正確な情報への対応」の項に記載された文言は、中立的な者にとっても、不快な印象を与えたと思う。食品安全委員会が開催、あるいは共催された会でも、「無毒性量」とすべきところを「無作用量」と錯覚されて講演された先生もおられた。日本の社会ではこのような文言は、慎重に記載されるべきだ。</p>	<p>食品安全委員会としても、報道や表現の自由は、最大限に尊重されるべきものと考えています。</p> <p>一方で、誤解や情報の不足等によって、結果として科学的に不正確な情報が社会に発信され、国民の健康に大きな影響を及ぼしたり、風評被害等につながるようなことが生じることは、報道・情報発信される側にとっても、意図するところではないものと考えます。</p> <p>食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、その情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、訂正の申入れを行ったり、関連する科学的な情報提供を行ったりすることが大切だと考えます。</p> <p>また、併せて、食品安全委員会からの情報発信についても、正確にかつわかりやすく伝えられるよう、努めていきます。</p>
【4. リスクコミュニケーション(意見交換会等)に係る改善方策】		
(1)	<p>双方向の情報発信について (意見)</p> <p>双方向発信の技術開発によりどんな方法があるか、この点の大改革は必須で、換言すれば国民的に大々的に展開することではないか。大事件や緊急を要する問題が次々に発生し時代の要求でもある。是非リスクコミュニケーションの視点からも検討して欲しい。情報の専門家の意見も参考にしたらと思う。</p>	<p>リスクコミュニケーションの改善策については、リスクコミュニケーション専門調査会において議論を行い、平成20年8月に「地方自治体との協力」における当面の取組方向」及び「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を取りまとめました。</p> <p>また、改善案においては、双方向のコミュニケーションを行うことを基本として、様々な改善に取り組むこととしています。今後とも、技術進歩の状況を踏まえつつ、双方向的なやりとりができるよう工夫を重ねていきたいと考えています。</p>
(2)	<p>インターネットによる会議の中継について (意見)</p> <p>食品安全委員会が主催する会議についてインターネットを通じて中継して欲しい。都合が悪い会議についてはモニター会員だけに中継するとか、インターネットによる無料の電話サイトがあるので、会議に出席できない場合でも声だけが、会</p>	<p>食品安全委員会で開催する専門調査会や意見交換会は原則公開で開催しており、どなたでもご参加いただけます。また、ホームページで会議の概要を公開しています。</p> <p>ご指摘のありましたインターネットを通じての中継については、現在の設備や予算の制約から将来的な検討課題と考えています。</p>

	<p>議内容について意見とかアンケート等がその場で判明するし、また同様に携帯電話を利用することでモニター会員もいつでもどこでも見る事ができるように改善して欲しい。</p>	<p>なお、食品安全委員会で作成したリスク分析やリスク評価に関する分かりやすい映像素材については、平成22年度末からホームページでの動画の配信を行うことを検討しています。今後とも、より利用しやすい情報提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(3)</p>	<p>意見交換会のあり方について (意見) 消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体(栄養士、医師等)、メディア、行政担当者、学校関係者、学会等とのリスク分析、評価、コミュニケーション等の意見交換、周知は何回か出席して見聞したが、情報の共有、相互理解が不十分と思えてならない。各自、自分の領域内からの発言多く全体としてのまとめ悪く、終わった後のむなしさは悲しい。全体をコーディネートし効果の上がる工夫が欲しい。</p>	<p>ご指摘をいただきました意見交換会のあり方については、平成20年8月に「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を取りまとめました。改善案においては、上記ガイドラインに沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、団体との共催による意見交換会や小規模な意見交換会などの工夫を行い、多様な場の設定に努めていくこととしています。食品安全委員会としては、異なる立場の方との間で情報の共有が行われ、相互の理解が少しでも進むようなコミュニケーションができるように工夫していきたいと考えています。</p>
<p>(4)</p>	<p>リスクコミュニケーション等のあり方について (意見) リスクコミュニケーションはリスクアナリシスの考え方の中でも重要な要素である。委員会が指摘する双方向性が確保されること、リスク評価の内容、リスク管理の内容を議論する上でも、関係者の意見が評価や政策に反映されることが重要である。委員会の「改善案」では情報発信、消費者など関係団体への啓蒙の側面が強調されているばかりであり、委員会やリスク管理機関と、消費者・事業者などとの徹底した双方向の討議の保障、国民の意見の政策への反映が実質的に保障される必要がある。「改善案」14頁に言う「意見・情報のうち科学的に妥当なものはリスク評価書に反映させる」際には、その妥当性の基準は、食品を摂取する消費者の立場に立った予防原則の考え方が反映されるものであることが担保される必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、リスクコミュニケーションはリスク分析の中で、重要な要素です。このリスクコミュニケーションを実施するに当たっては、改善案のとおり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、 ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施 <p>などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えております。</p> <p>また、食品安全委員会が行うリスク評価は、食品中に含まれる有害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価することであり、評価結果に寄せられた意見・情報について、例えば、評価に当たり検討されていない新たな科学的知見等があれば、専門調査会で審議を行い必要に応じて反映しています。</p>
<p>(5)</p>	<p>双方向性の議論について (意見) リスクコミュニケーションはお知らせではなく、あくまでも双方向の議論をすべきである。消費者団体を対象とした場合、その問題に関心の深い団体と個別に時間をかけての議論の場が必要と考える。</p>	<p>リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することが重要であると考えています。改善案のとおり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、 ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消

		<p>費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施</p> <p>などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。</p> <p>また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図っていくこととしており、いただいたご意見を踏まえ取組を進めていきたいと考えています。</p>
(6)	<p>リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善について (意見)</p> <p>案件ごとに適切なリスクコミュニケーションができるよう、幾つものパターンを用意し、その中からもっともふさわしい方法でおこなってほしい。</p> <p>リスコミに直接参加できなかった人に向けても、消費者からどんな意見が出され、行政としてそれをどう考えるのか分かりやすく作成し、報告してほしい。</p>	<p>リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善については、改善案のとおり、</p> <p>① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、</p> <p>② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施</p> <p>などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。</p> <p>また、意見交換会で使用した資料に解説を加えて公表するなど、ご参加できなかった方にも分かりやすい情報提供を行っていきたいと考えています。</p>
(7)	<p>消費者の理解を促す取組について (意見)</p> <p>改善方策にも示されているように「分かりやすく、双方向のコミュニケーション」の実施はこれからも重要な課題だ。しかし、例えば委員会が作成する評価書は、その内容の特徴として、消費者にとって不慣れな専門用語が多く、内容も高度だ。理解に必要な科学的な背景や、評価結果を導いた理由について、国民に理解を促すための継続的な取組が必要だ。</p>	<p>ご指摘のとおり、評価書は、リスク評価の結果を科学的に記載していることから専門用語が多く、内容も難しいと考えられます。このため、消費者等の関心の高いものについて、評価内容の理解の助けとなるQ&Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えています。</p>
(8)	<p>意見交換会以外のリスクコミュニケーションについて (意見)</p> <p>リスクコミュニケーションの実施方法内容の改善 12ページ意見交換会がリスクコミュニケーションの典型ではない。利害関係者や市民運動家が参加主体の公開交換会は実施しただけの満足で終わっている。今必要なのは身近な話題についてあらゆる機会を利用し、正しい情報を根気よく発信し続けることだ。そうしなければ所詮は一部の人のもの以上にはなりえない。こちらから相手に入り込まねばだめだ。「身近な話題についてあらゆる機会を利用し、正しい情報を積極的に発信する」を追記してほしい。後半にある食育の推進は大に行う</p>	<p>リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することが重要であると考えています。改善案のとおり、</p> <p>① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、</p> <p>② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施</p> <p>などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。</p> <p>また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図る</p>

	べきだ。賛同する。	<p>とともに、いただいたご意見を踏まえ色々な機会及び手段を活用して、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かした情報発信に努めていきたいと考えています。</p> <p>さらに、食育についても、改善案の取組を着実に進めるよう努めていきたいと考えています。</p>
(9)	<p>リスクコミュニケーションにおけるデータの取扱い方法について (意見)</p> <p>リスクコミュニケーションに科学的妥当性が求められることはいうまでもないが、化学物質に関わるリスクコミュニケーションについて、化学物質の性質は分子構造によって決まるから、比較化学構造論的な考察や客観的コミュニケーションは、科学的妥当性を確保する上で重視されるべきことだ。しかしながら、一日許容摂取量(ADI)などの数値ばかりが誇張されているのが現状であり、前記のような比較化学構造論的考察やそれに基づく客観的コミュニケーションはできていないようだ。安全性の指標となる数値はあくまで動物実験によって得られた毒性パラメータを安全係数処理により便宜上設定したものにすぎず、これまでの経緯に照らしても、後に改訂される可能性も考えられる。このような数値の設定は必要である一方で、化学構造論的考察など多面的な視点によるバリデーションが行われないと、もしも毒性評価の過程で何らかのエラーがあった場合でも、そのようなエラーを見落とすおそれもある。</p> <p>〇〇では、化学物質のリスクコミュニケーションを行う際は、どのような立場の方に対しても、化学構造論的解釈によるバリデーションのプロセスがわかるように、データシートを作成したり、説明を行うなど、科学的妥当性を確認できるようなコミュニケーションを行っている。リスクを考える上で、数値データも有用だが、分子構造(化学式)という重要な基礎情報を持つ各化学物質に関して、いきなり数値で説明するようなリスクコミュニケーションは、科学的観点から鑑みて、特定のリスク論者の都合による粗雑な方法論といわざるを得ない。</p> <p>化学物質のリスクコミュニケーションを行うにあたっては、必ず構造式(化学式)の表示とその化学構造論的考察(必要に応じて類縁体との比較的考察)を行うとともに、その考察のアウトプットと毒性値との連関に関して、バリデーションのプロセスが明確に示されるようなコミュニケーションを実施すべきだ。</p>	<p>化学物質のリスク評価にあたっては、急性毒性、慢性毒性、発がん性、遺伝毒性、生殖発生毒性、発達神経毒性等の各種動物試験の結果を総合的に検討し、得られたデータをヒトに外挿して、ADIの設定を行っています。また、香料については、参考として、JECFA(食品添加物専門家会議)で採用されている構造クラス分類を示した上で、評価を行っています。</p> <p>なお、意見交換会等のリスクコミュニケーションにおいては、評価依頼の経緯や結論に至るプロセスなどを含めて説明し、認識の共有を図っています。今後とも丁寧な解説に努めていきたいと考えています。</p>
(10)	<p>リスクコミュニケーションにおける各主体間の乖離について (意見)</p> <p>リスクコミュニケーションにおいては、専門家や</p>	<p>リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することが重要であると考えています。改善案のとおり、</p> <p>① 参加者との間で密度の濃い双方向のやり</p>

市民、企業、行政などの各立場を意識して行うべきだとよく言われる。しかし、皮肉にもその過度の意識によって、とくに専門家・企業と市民との間の意識の乖離が甚だしく、専門家といわれる立場の者がボランティアな意思で発信するリスクコミュニケーションに資する情報を、市民が先入観で「難解だ」と敬遠する実態が往々にしてあり、コミュニケーションそのものの機運を削いでいる実態がある。

リスクコミュニケーションは、むしろ前述の逆で、専門家や市民などの垣根を取り払い、同じ目線で、かつ各立場が目線を高めていく方向で討論や考察を行うテーブルのような場を設定することが重要であると考えられる。

専門家にしても市民にしても、企業にしても、行政にしても、各主体のスタンスは、先入観などの原因によって閉鎖的である場合がほとんどだ。このような現状を打開すべく、食品安全委員会は、前述のような問題を謙虚に認識したうえで、リスクコミュニケーションを推進する民間発の公益セクターや博士号取得者などのボランティア化学技術者なども柔軟に連携し、リスクコミュニケーションに欠かせない構造式などの化学情報に対する誤った先入観をなくし、真の科学的討論ができるように、市民の知的水準や科学的考察活動に関してモチベーションを前向きに高めていくように協力していただくとともに、アイスブレイキング要素を含むリスクコミュニケーションを推進する機会を休日に設定するといった、欧米型市民活動方法論を取り入れた取り組みを進めることで、行政の一方的な都合によらない柔軟な活動の実践を図り、より多くの市民との接点を多く持つよう、客観的にその熱意が十二分に伝わるような努力が求められる。

とりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、

② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施していきたいと考えています。

また、食品安全委員会では、地域でのリスクコミュニケーションを推進するため、地方公共団体と共催により、

① 意見交換会などの会議を円滑に進行する技術を有するファシリテーターの育成
② 科学的知見に関する情報を分りやすく説明できるインタープリターの育成
に取り組んでいます。

また、これらの講座や意見交換会の中で、クロスロード、アイスブレイクといった手法を積極的に取り入れ、コミュニケーションの促進に努めているところです。

今後、改善案を踏まえ、地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進するとともに、地域活動に活用できるツールの提供等を行うことにより、リスクコミュニケーションの育成等に努めていきたいと考えています。

(11)

意見交換会のあり方について
(意見)

食品安全委員会も行政機関の一つであるので、「行政機関」のリスクコミュニケーションの共通の限界を有していることは、誰しも承知しているところだ。しかし、施策のあからさまなPRの場であれば、消費者は白けるのではないかと危惧するところだ。設立当初に比べて目新しさに欠けている。例えば、施策に反対するような人物を登壇させることがあってもよいのではないか。

リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することが重要であると考えています。改善案のとおり、

① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、
② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施していきたいと考えています。

また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者とときめ細かな連携を図っていくこととしており、いただいたご意見を踏まえ取組を進めていきたいと考えています。

<p>(12)</p> <p>情報の非対称性について (意見)</p> <p>私は、昨年12月にWEBを使って、「食品意識に関するアンケート調査」を行い、約1,000名から回答を得た。その中で、「食品の安全性に関して、消費者・行政関係者・科学者の中で認識のギャップを感じたことがありますか？」との質問に対して、41%の方が「ギャップを感じたことがある。」、31%の方が「ギャップを若干感じたことがある」と回答された。40歳台以上の男性では半数を超える方が「ギャップを感じたことがある」と回答された。全体としては、食品安全委員会のモニター調査よりは、低い数値だった。</p> <p>「知れば知るほど」、「勉強すればするほど」ギャップが広がる原因の一つは、「情報の非対称性」だ。食品添加物や遺伝子組換え食品の健康影響評価に当たっては、「全情報公開」を原則とするなど、現在の方法を変える以外にない。「非公開」は、情報格差を拡大し、情報の非対称をより深刻にするだけだ。企業は、情報を公開できないなら、指定や認可による利益を望むべきでない。</p>		<p>食品安全委員会が開催する専門調査会や意見交換会は原則公開で開催しています。改善案のとおり、非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(13)</p> <p>食品安全分野の交流について (意見)</p> <p>特定の国の施策に関する議論はできないのだろうが、昨年12月16日付及び本年2月4日付で公表された中国衛生部の「食品に違法に添加されている可能性のある非食品」(17品目と4品目)は、中国からの食品の輸入に大きく依存する我国の消費者にとっては大きなショックであった(実際は、知らない人が多いのだろうが)。官民あげて日中(韓)の食品安全の分野の交流を促進するために、食品安全委員会も更なる努力を払っていただきたい。</p>		<p>中国製輸入食品等に係る事案が続発し、消費者の食の安全性に対する懸念が著しく高まったことから、昨年11月には、食品による薬物中毒事案など関係府省庁が幅広く連携して対応する体制構築のために設置された消費者安全情報総括官会議において、「輸入食品等の安全・安心の確保策について」の申合せが行われています。</p> <p>食品安全委員会としても、引き続き、政府一体となって、輸入食品等の安全の確保に向け、輸入食品に含まれる可能性のある添加物、農薬等のリスク評価を実施していくとともに、外国政府機関や国際機関との連携強化を図り、危害発生時の迅速な情報提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(14)</p> <p>消費者団体などへの広報について (意見)</p> <p>消費者団体などへの広報については、対象団体についての検証がなされているのかどうか、全国で多くの団体が様々な活動をしておりその活動状況を把握し、実施されるべきである。特に地方の団体などの研究が必要である。</p> <p>これまで行政は消費者・市民団体の活動状況を精査せず、安易に全国消費者団体連絡会等その名称を利用し、事足りたとしている。</p>		<p>消費者団体とは、これまでも懇談会を開催するなどして意見の交換に努めてきています。今般の改善案においても、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図っていくこととしています。</p> <p>ご指摘の消費者団体の活動等の現状把握も必要と考えますが、食品安全委員会の予算・人員ともに限りがあることから、消費者団体の間で効果的な連携を図っていただければと考えます。</p>
<p>(15)</p> <p>リスクコミュニケーション推進事業の改善について (意見)</p>		<p>リスクコミュニケーション推進事業については、地域でのリスクコミュニケーションを推進す</p>

	<p>養成講座の受講者が活躍できる場の設定を積極的に地方公共団体に呼びかけてほしい。</p>	<p>るために、地方公共団体と共催による人材育成講座を行っています。今後は、地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進したいと考えており、地方公共団体へ積極的に呼びかけていきたいと考えています。</p>
(16)	<p>食品安全カウンセラー(仮称)の創設について(意見)</p> <p>委員会が、リスコミ(リスクコミュニケーション)を重視し人材育成を進められていることを承知している。しかし、結果が出始めるまでに相当な時間がかかりそうだ。</p> <p>そこで「食品安全カウンセラー(仮称)」制度創設を検討くださるよう提案する。リスコミや勉強会の講師・ファシリテータ役を勤められる人材を論文審査と口頭試験により選択する。また、専門分野と活動できる地域や時間を登録し、専用サイトで公開する。求めに応じて派遣する、あるいは自主的なリスコミ活動を推進していただくのだ。</p> <p>食品業界や行政の中に、食品にかかわる広い知識を持ち品質管理・保証などの経験を積んで来ている人材が大勢存在する。この人達を即戦力として活用できる。必要に応じてファシリテーションなど不足している能力を補足するための教育は必要になるかも知れない。</p> <p>既に参考にできるモデルが存在している。環境省の環境カウンセラーと化学物質アドバイザーだ。特に前者は96年から延べ4000人を超える人材が登録されており、市民向けには環境教育や環境保全、事業者向けにはエコアクション21などの環境マネジメント取得サポートでも数多くの実績を挙げている。</p>	<p>食品安全委員会では、地域でのリスクコミュニケーションを推進するために、地方公共団体と共催により、</p> <p>① 意見交換会などの会議を円滑に進行する技術を有するファシリテーターの育成</p> <p>② 科学的知見に関する情報を分りやすく説明できるインタープリターの育成に取り組んでいます。しかしながら、食品安全に関わる関係者は多く、その立場により様々な考え方があることから、資格の付与については難しいと考えています。</p> <p>大変有意義なご提案をいただいたと考えていますが、食品安全委員会としては、当面、リスクコミュニケーターの育成に力を入れていきたいと考えています。</p>
(17)	<p>意見・情報の募集について(意見)</p> <p>パブリックコメントなど意見・情報の募集についても双方向の手法が必要と考える。「ホームページに掲載」と言われるが、応募者に対して掲載情報を発信すべきだ。</p>	<p>食品安全委員会では、情報及び意見の共有の観点から、ご意見・情報の募集を行い、いただいたご意見への回答は広くホームページに掲載し、公開しているところであり、ご理解いただきたいと考えています。</p> <p>なお、この点については、ご意見・情報の募集を行う際に、いただいたご意見に対して個別に回答できない旨を記載させていただいているところです。</p>
(18)	<p>消費者の意見の反映について(意見)</p> <p>評価が分かれるような場合やデータが不足している場合など、科学的な評価といっても色々な立場からの評価がありえる。安全を優先した消費者の意見をできる限り採用するよう要望する。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下、科学的知見に基づき、中立公正にリスク評価を行う機関です。評価書案への国民からのご意見・情報については、必要に応じ評価結果に反映しています。</p>

<p>(19)</p>	<p>評価途中における意見募集について (意見) 従来のように評価案がまとまってからパブリックコメントを募集すると、専門調査会の議論が終わっているため、意見が専門調査会で議論されることはほとんどない。そのため、評価途中で意見を求め、議論の基にすることを要望する。</p>	<p>専門調査会での調査審議については、国民からのご意見・情報の募集の時点では、議論が終了しているわけではありません。いただいたご意見を勘案し、必要があれば専門調査会で再度審議し、最終的な評価結果に反映することとしています。</p>
<p>(20)</p>	<p>パブリックコメントのタイミングについて (意見) 「評価書」が完成した後にパブリックコメントがなされる現在のタイミングに加え、リスク管理機関から健康影響評価の要請がなされ、資料の接受を受けた後、各専門調査会が開催される前にも「予備的」なパブリックコメントを行うようにすれば、効率が上がる可能性がある。</p>	<p>国民からのご意見・情報の募集に関しては、専門調査会で審議した評価書案について、ご意見や科学的知見等に係る情報を収集し、必要に応じて、最終的な評価結果に反映させるために行っています。 なお、国民の関心の高い案件については、評価依頼に際し、必要に応じて、リスク管理機関が中心となって、評価依頼の背景等について関係者との意見交換会等を行っているところです。</p>
<p>(21)</p>	<p>意見・情報の募集について (意見) 14ページ「意見・情報の募集の改善」について、最近普通に見て答えになっていない回答がかなりあるように思われる。議事録などをみても審議された形跡がない内容が審議されたことのように回答されたり、意見内容の一部にしか回答していなかったり、意見と違う回答をしたり、事実誤認が疑われたりといったものだ。リスクコミュニケーションの専門家、一般人代表を含む場で、専門家外から見た素直な感想、意見を求め、反映、改善していくべきだ。「寄せられた意見への回答について、一般的にわかりやすくなるよう、意見と回答内容についてリスクコミュニケーション専門調査会や企画専門調査会等の意見を聞き、改善を図る。また、必要に応じて再検討する。」を追記するべきと考える。</p>	<p>食品安全委員会では、情報及び意見の共有の観点から、ご意見・情報の募集を行っています。 ご意見・情報の募集により寄せられた意見等のうち ① 評価書案の作成に当たり検討されていない新たな科学的知見等を内容とする意見等については、専門委員の意見を踏まえ、委員会での審議を行い、必要に応じ評価書等に反映するとともに、 ② 委員会活動の改善等に関する意見等については、企画専門調査における実施状況のフォローアップ等の調査審議において検討するなど、事業計画や個別業務に反映させることとしています。 また、意見への回答については、わかりやすい記述となるよう努めたいと考えています。</p>
<p>(22)</p>	<p>食育について (意見) 農水省がすでに行っているのに、食育まで手を広げる必要はない。それより本来業務の充実をお願いします。特に手付かずの複合毒性の検証や幼児へのリスク勘案を早急に取組むべきだ。</p>	<p>食育については、平成17年7月に制定された食育基本法において、食品の安全性の確保等における食育の役割が定められています。また、健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要と考えられることから、食品安全委員会としても、リスクコミュニケーションを積極的に実施することにより、食育を推進していきたいと考えています。</p>
<p>【5. 緊急時対応に係る改善方策】</p>		

<p>(1)</p>	<p>今後の食品安全委員会の役割について (意見)</p> <p>これまでの委員会の緊急時の対応をみると、事件の社会的拡大を防ごうとすることに力点が置かれ、原因究明の現状報告、可能性のあるハザードの推進やリスクの拡大予測など、国民が不安に思っていることがらを幅広く予防的観点から情報提供することが不十分だった。委員会は問題の指摘や調査の実施面でも迅速な対応に欠けていた。今後緊急時対応は主に消費者庁の管轄となるということから、委員会の役割はどうなるのか不明確だ。</p>	<p>改善案のとおり、今国会で設置法案等が審議されている消費者庁に緊急時における司令塔機能が集約されることになっていることから、食品安全委員会の緊急時における役割は科学的知見の提供等に重点化していきたいと考えています。</p> <p>このため、緊急時においては、消費者庁との効果的な連携を図りながら、科学的な知見や食品安全委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信するよう努めていきます。</p>
<p>(2)</p>	<p>消費者庁との連携について (意見)</p> <p>科学的知見の提供に絞ることには異論はないが、消費者の混乱を帰さないよう消費者庁との連携を密にする必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今国会に設置法案等が審議されている消費者庁と効果的な連携を図っていきたいと考えています。</p>
<p>(3)</p>	<p>情報発信のあり方について (意見)</p> <p>迅速に情報提供できるよう、日常から海外の情報収集に努めてほしい。</p> <p>科学的知見の情報提供であっても、物質名やその安全性・危険性だけでなく、一般の人たちがそれを口にするのはどのような状態なのか、分かりやすい情報提供を心がけてほしい。</p>	<p>現在も行っている海外からの情報収集を継続するとともに、外国政府機関や国際機関との連携強化を図り、迅速な情報提供に努めていきます。</p> <p>また、科学的知見の提供については、改善案のとおり、より分かりやすく、迅速かつタイムリーに発信するよう努めていきます。</p>
<p>(4)</p>	<p>「安全宣言」について (意見)</p> <p>所謂「安全宣言」が、極まれに拙速の感が否めないことがある。食品安全委員会の信頼性に関わることなので、「火消し」役に終わらない慎重な対応を望む。発信情報を訂正されたときは、訂正理由を付して訂正したことを公表していただきたい。</p>	<p>改善案のとおり、緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、科学的知見や食品安全委員会としての見解等を、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信するよう努めていきます。</p> <p>ただし、発信した情報についてさらに新しい知見が得られるなどによって、追加・変更が加えられた場合には、委員会のホームページ上で更新した理由を明記するなど、分かりやすい情報発信に努めていきます。</p>
<p>(5)</p>	<p>リスク管理機関の対応に関する提言について (意見)</p> <p>食中毒その他の緊急事態が発生した場合、具体的な対応は厚生労働省などのリスク管理機関が中心になって行われるものと考えているが、委員会はリスク管理機関の対応が適切におこなわれているかどうかの評価を専門的な観点から行い、改善等を提言することを要望する。また緊急事態を招かないような防止対策の実施についても、リスク管理機関に提言して実行させるようにしてほしい。</p>	<p>食品安全委員会では、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととしています。</p> <p>また、今後は、今国会で設置法案等が審議されている消費者庁に緊急時における司令塔機能が集約されることになっていることから、食品安全委員会の役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁等と効果的な連携を図っていきたいと考えています。</p>

【6. 委員会運営全般に係る改善方策】

<p>(1)</p>	<p>スタッフのレベルアップと体制強化について (意見)</p> <p>食品安全委員会という名称は、全国知らない人は無いくらいだと思うが、この名称は、食品全般の安全を管理する機関という感触を受ける。実務は、食の安全を技術的に評価する機関とのことだが、非常に分かりづらい。実際、問題があったときの苦情など対応に追われ、本来の業務がおろそかになっていないか。人はわがままなもので、要望は尽きない。消費者の嗜好にあわせ、日々進化していく食品に対応できる組織力はあるのか。厳しい国の財政状況は十分理解するが、食は国民の生命にかかわる問題。スタッフのレベルアップと体制の強化をお願いします。</p>	<p>ご指摘のように、食品安全委員会の役割や機能が国民の間に十分には浸透していない状況にあることから、食品安全委員会としては、委員会の役割や活動内容等についてより積極的な情報発信に努めていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、改善案のとおり、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加等に対応するため、引き続き必要な定員や技術参与の確保に努めるとともに、職員が自己研鑽に励める環境整備を図るなど、スタッフのレベルアップと体制の強化に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(2)</p>	<p>人材育成(教育)、昇進給与等の人事管理について (意見)</p> <p>教育も出向も総かき必要である。エリート制を徹底して廃し、実績評価一本で行くべきと思う。必要なら実績ということで、ある集団からの公選制で昇進を決めたら良いのでは。よって人事管理も官庁では見ない柔軟なシステムでトライするののも一方法である。ただし、国民を味方につけ国民の合意(総意)を取りつけるように。</p>	<p>人事管理制度については、職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人事配置等を行うため国家公務員法が改正され、平成21年度に施行される予定となっています。</p> <p>今後、この新しい人事管理制度に基づき適切に対応していくこととしています。</p>
<p>(3)</p>	<p>人的体制の強化について (意見)</p> <p>中長期的取組の方向性で述べられているように、今後プロパー職員を増員し専門家として事務局を担えるよう人的体制を強化し、リスク評価機関として独立性と信頼性の向上に向けて努力してほしい。</p>	<p>改善案において、任期付職員制度の活用など内閣府採用の職員の確保に努めるとともに、併せて事務局体制の強化にも取り組んでいくこととしています。</p>
<p>(4)</p>	<p>生え抜き職員の養成について (意見)</p> <p>業務基盤に係る改善方策だが、厚労省、農水省からの出向者が占める現状は改善されるべきだ。生え抜きの職員を養成し、長く職責を勤めて真に国民の食の安全のために尽力できる人材が求められる。</p> <p>厚労省や農水省の省益とは決別した、独立した食品安全委員会に改革されなければならない。</p>	
<p>(5)</p>	<p>人事のあり方について (意見)</p> <p>委員会の公正・中立をより一層強固なものにするためにも、人事については、厚生労働省や農林</p>	

	<p>水産省からの出向者を極力制限し、民間人の活用も含め、食品安全委員会プロパーを早急に増加すべきだ。</p>	
(6)	<p>組織と人員と活動について (意見)</p> <p>組織は可能な限りシンプルの方が良いのではないか。活動は国内は当面現状を維持しつつ、海外輸入の増勢にはそろそろ対応が必要。よって人員の方は、人材も含めて補強必須と考える。新規採用は可能な限り、加えてスタッフ補強は積極的にすること。学識現役者で不足なら退職後のOBを大幅に大胆に採用しても良いのではないか、特に高度な現場経験者もこれからの輸入対応には必要になる。両者ともコストは格安だが、予算だけは確保するように努力して欲しい。</p>	<p>改善案のとおり、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加に対応し、食品の安全性等に関する海外の最新の知見等の収集に関して国際機関や外国政府機関との連携を強化するために必要な定員や技術参与の確保に努めていきたいと考えています。併せて、効率的な組織運営と適切な人材の確保に努めていくこととしています。</p>
(7)	<p>リスク管理機関との連携強化とリスク評価機関としての機能強化について (意見)</p> <p>リスクアナリシスの適用原則にあるように、リスク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が行われつつ、緊密な連携を図る必要がある。そのことから考えると、例えばリスク管理機関である厚生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会とリスク評価機関である食品安全委員会食品添加物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリスク評価を実施すべき食品添加物の種類について、共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や政策のもとにリスク分析のプロセスを実施することが効果的だ。たとえばコーデックス委員会では、リスク評価機関の担当者が当該の各部会の会議に参加して、リスク評価に関する報告が行われたり、リスク管理措置へのコメントをしたりするなど、積極的に情報の共有化や連携が図られている。このことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたって非常に効果的である。</p> <p>わが国においても、リスク評価機関とリスク管理機関の情報の共有化や連携により、より効果的なリスク分析のプロセスがすすめられる。</p> <p>また、リスク評価機関として、試験・研究機関の保有等の機能面や人材面などの体制が、農林水産省や厚生労働省に比べて不十分と考える。独自に研究機関を保有していない食品安全委員会にこれらの試験・研究機関を移管することや、独自の人員強化を図ることなどを検討すべきだ。</p>	<p>ご指摘については、リスク評価及び管理のプロセスの効率化の観点から、食品安全委員会とリスク管理機関の担当者間で緊密に連携をとり、業務を遂行しています。また、相互の会議を傍聴することにより、進捗状況の把握に努めています。</p> <p>例えば、食品添加物の場合、評価要請に当たって、事前に担当者間で、審議の見通しや、要請者から適切な資料が提出されているかを確認しています。また、食品安全委員会食品添加物専門調査会での審議を厚生労働省担当者が傍聴するとともに、評価結果通知後の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会での審議を食品安全委員会担当者が傍聴し、双方の情報の共有を図っています。</p> <p>今後とも、リスク管理機関と連携し、審議の効率化を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、ご指摘のように、諸外国のリスク評価機関と比べ、食品安全委員会の体制は極めて脆弱であると考えていることから、改善案に基づき、事務局体制の改善や試験研究機能の強化等の改善を着実に進めていきたいと考えています。</p>
(8)	<p>研究機能の強化について (意見)</p> <p>改善案にはおおむね賛成だが、食品安全委員会にリスク評価方法のみを専門に調査研究する</p>	<p>食品安全委員会では、科学を基本とするリスク評価を推進するため、平成17年度以降、リスク評価のガイドライン、評価基準の開発に資する研究事業を実施しています。また、これらの知</p>

	<p>分会を設置してはどうか。リスク評価方法の高度化をはかり、また新技術食品などに対応できる評価方法の開発、情報など多くの機関から迅速に得るため、また最適の研究機関との連携を強化するため、評価部門と別に動く人員の増員を望む。</p>	<p>見を踏まえ、各専門調査会においてリスク評価に係るガイドラインの策定を進めており、現在のところ、この取扱いを変更する必要はないと考えています。</p> <p>なお、食品安全委員会では、上記研究事業や調査事業において、外部の研究機関や専門家の参画等を得て、リスク評価方法の開発や高度化の取組に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(9)</p>	<p>調査・研究事業のあり方について (意見)</p> <p>食品安全確保総合調査事業や食品健康影響評価技術研究事業の推進に当たっては、「1テーマ1結論」ではなく、むしろ異なった結論が出ることを期待し、複数の者(研究者、研究者グループ、民間)に実施させるような工夫があってもよいのではないか。また、研究費の配分に当たっては、情報弱者(消費者、地方等)への傾斜配分も検討される必要がある。</p>	<p>食品安全確保総合調査事業及び食品健康影響評価技術研究事業については、リスク評価に必要な情報を収集したり、リスク評価の方法の高度化や分野間の平準化・標準化等を進めるために実施しているものです。限られた予算による事業であることから、効率的・効果的に実施していく必要があることをご理解いただきたいと考えています。</p> <p>なお、今後は、改善案のとおり、これまで以上に多くの研究機関に両事業を周知し、幅広い者が応募に参加し、よりよい結論を得られるような環境作りに努めていくことが必要であると考えています。</p>
<p>(10)</p>	<p>委員等の選任について (意見)</p> <p>正委員会はこれまで科学的な討議をしてきたわけではなく、専門調査会から報告された評価書をルーティンワークとして形式的に承認する作業をしてきたのが実態である。いわば組織の理事会的な機能を有しており、この正委員に消費者が選任されることは委員会の活動を活性化するために重要な改善策である。企画などの専門調査会でアライの的に消費者を任命するのではなく、委員会の運営に消費者が深く関わる体制が必要である。</p> <p>また、専門調査会やワーキンググループの委員に消費者団体の専門家(科学者・研究者)あるいは消費者団体から推薦を受けた専門家が参加するようにすべきだ。そしてなによりもこうした人選は事務局主導で政治的配慮がなされることのないようにし、その人選過程は透明性が確保される必要がある。</p>	<p>改善案に記載されていますが、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑みれば、委員に消費者代表が参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくことが適当であると考えています。</p> <p>また、専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定してきており、改善案のとおり、選定方法等をより丁寧に説明するなど、透明性の確保に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(11)</p>	<p>委員の選任について (意見)</p> <p>委員の選定についてはどのように行われるのか定かではないが、農水省や厚労省の推薦ばかりではなく、消費者団体の推薦する委員や、調査会でのヒヤリング希望者の公募、公募による公聴会の開催など、自発的な意見を聞く場をより多く作るべきである。</p>	<p>食品安全委員会の委員は、食品安全基本法第29条の規定に基づき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命しています。</p> <p>また、専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定し、内閣総理大臣が任命しています。</p> <p>なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には、消費者代表や公募委員も含まれており、今後とも、専門調</p>

		査会の特性に合った人選に努めていきたいと考えています。
(12)	<p>消費者代表の委員について (意見)</p> <p>委員会の発足時に多くの消費者団体が求めているように、国民の意見をより反映させるために、委員会のメンバーに消費者の立場を代表する者(消費者団体等が推薦する者等)を加えることを改めて要望する。</p>	<p>改善案に記載されていますが、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑みれば、食品安全委員会の委員に消費者代表が参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくことが適当であると考えています。</p>
(13)	<p>食品安全委員会の役割について (意見)</p> <p>組織図に見る食品安全委員会の役割が良く理解できない。これまで傍聴をしてきたがそこでは専門調査会の報告を聞く場、専門調査会の結果を承認する場に見えた。委員としてはジャーナリスト、食生活動向、食品製造などの専門家も見られるが、評価結果をどう見るか、どう答申するかなどの議論は見られず、その役割が定かではない。常に国民の食生活の安全性を議論するのではなく、リスク評価のみ行うのであり消費者委員は必要ないといわれてきた。科学者のみで行うのであれば徹底した議論の場となることを期待したが、それは見られなかった。今後役割を明確にし、改善されること必要だ。</p>	<p>食品安全委員会においては、専門調査会から報告された食品健康影響評価結果(案)等について、科学的知見に基づき調査審議を行ってきたところであり、今後とも、食品の安全が確保されるよう十分に審議を尽くしていきたいと考えています。</p>
(14)	<p>専門委員の選任について (意見)</p> <p>専門委員の改選時の委員選定に関する情報提供を行い、公募制を導入するなど、より国民の信頼度を高めるため努力して下さるよう要望する。</p>	<p>専門委員の改選に当たっては、食品安全委員会会合において、専門委員の改選の考え方について調査審議・決定を行ってきています。また、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の一部の委員については公募しています。食品安全委員会としては、改善案のとおり、今後、このような委員の選定方法等について、委員会会合やプレスリリースにおいて、より丁寧に説明し、国民の皆様の信頼度が高まるように努めていくこととしています。</p>
(15)	<p>専門委員の選定について (意見)</p> <p>職員による恣意的お手盛り人事との批判をさけるためにも消費者からの推薦による専門家を入れるなど、専門委員の推薦方式を検討すべきだ。</p>	<p>専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定してきており、改善案のとおり、選定方法をより丁寧に説明するなど、透明性の確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>ご意見をいただいた専門委員の推薦方式については、それぞれの専門調査会の特性に対応した専門家が必要であり、応募や推薦による方式では候補対象者が限定されたり、適正の見極めが難しい等の問題も考えられ、採用していません。</p>

		<p>なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には、消費者代表や公募委員が含まれています。</p>
(16)	<p>新開発食品専門調査会の体制について (意見)</p> <p>専門調査会についても新開発食品専門調査会で遺伝子組換え食品、いわゆる健康食品、体細胞クローンが審議されているが、専門性は大きく異なる。対象ごとに専門の学者により審議されるべきではないか。</p>	<p>新開発食品専門調査会は、特定保健用食品やいわゆる健康食品等の新開発食品を所掌しています。一方、遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え食品等専門調査会において調査審議を行っています。体細胞クローン家畜由来食品については、核移植等の専門家の参画が必要なことから、新開発食品専門調査会の下にワーキンググループを設置し、審議を行ってきました。</p> <p>今後は、必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での調査審議をサポートするとともに、各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題については、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、迅速かつ効率的な調査審議を行っていきたいと考えています。</p>
(17)	<p>専門調査会の出席率 (意見)</p> <p>専門調査会の出席率を改善し、「全員参加」を原則とするためには、専門調査会の定員を減らすとともに、審議会、専門調査会及び各種委員会の掛け持ちを、ある程度制限することにより、数多くの審議会や委員会に出席されている現役の研究者の負担を軽減する必要がある。</p>	<p>ご指摘のように、専門調査会の出席率を上げるとは、重要と考えています。</p> <p>そのため、定員を減らすというご提案については、リスク評価を担当する専門調査会では評価等に必要な各種の専門分野の専門家の参画の必要であること、企画専門調査会やリスクコミュニケーション専門調査会では、消費者の代表を始め、多くの関係者のご意見を伺う必要があることから、人数を抑えるのにも限度があるところ です。</p> <p>また、他の審議会等との兼任についても、できる限り少なくなるよう努力していますが、食品安全分野の専門家はそれぞれの分野ごとに限られている実情があり、難しい面があることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>したがって、当面は、長期的な計画の下に、専門調査会の日程調整を行うことにより、出席率の向上に努めていきたいと考えています。</p> <p>併せて、専門調査会の審議方法を見直し、効率化を図ることにより、専門委員の負担の軽減に努めていきたいと考えています。</p>
【7. その他】		
(1)	<p>規格基準、検査方法等の国際的な調和について (意見)</p> <p>自給率には関係なく、世界中からの食の原料、製品に対し安全の規格基準、検査方法等について共通のルールが必要。このため主たる輸入先には委員会の職員の駐在も必要ではないか。この</p>	<p>我が国はWTO(世界貿易機関)に加盟していることから、WTO協定の附属書であるSPS協定(衛生と植物防疫の適用に関する協定)という国際的なルールに基づき食品の輸入検査などの国境措置を実施し、公正な貿易を行っています。この協定においては、コーデックス委員会</p>

	<p>点は緊急課題である。</p>	<p>(FAO(国際連合食糧農業機関)及びWHO(世界保健機関)により設置)などの国際機関が作成する国際的な食品の規格・基準等の重要性を認めています。</p> <p>これらの国境措置については、リスク管理機関が対応しているところですが、リスク評価機関である食品安全委員会としても、このコーデックス委員会に対し科学的な助言を行う機関であるJECFA(食品添加物専門家会議)やJMPR(残留農薬専門家会議)等の会合に専門家・事務局職員を派遣するなど、リスク評価に関する共通のルールづくりに参画しています。</p> <p>今後とも、外国政府機関等との連携を強化し、科学的に適切で国際的にも調和のとれたリスク評価を実施していきます。</p> <p>なお、既に食の安全問題に関わりが深い在外公館において「食の安全」担当官が指名されるなどの対応がとられているため、食品安全委員会においては、現在のところ、海外に職員を駐在させることは必要ないと考えています。</p>
<p>(2)</p>	<p>消費者庁について (意見)</p> <p>消費者庁について、もともと各省庁の縦割り行政が原因で新設の動きになっているわけで、できたとしても現在の国会議員、中央役人の構成なら、同じことで期待できない。それより実績と評価のある内閣府内の食品安全委員会で必要な権限を少しずつ獲得し発展させた方がよりベターと思う。</p>	<p>政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案等の関連三法案を国会に提出しています。消費者庁設置後においては、食品安全委員会として、消費者庁と効果的な連携を図るとともに、併せて改善案に基づき業務の改善を着実に進めることにより、委員会がその使命と機能を十分に発揮できるように努めていきたいと考えています。</p>
<p>(3)</p>	<p>消費者庁との関係について (意見)</p> <p>消費者庁の創設により、消費者庁は、リスクコミュニケーションの調整や食品安全の総合調整事務を行うこととされている。消費者庁創設後の食品安全行政において、消費者庁、委員会およびリスク管理機関が担う役割について、関係省庁と調整を行い、リスク分析の枠組みにおけるそれぞれの役割を早急に明確にすることが必要だ。</p>	<p>政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案等の関連三法案を国会に提出しています。消費者庁は、食品安全に関する総合調整機能を担い、食品安全行政の司令塔となるとされており、ご意見のとおり、消費者庁、食品安全委員会、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省等が適切な役割分担の下、効果的な連携を図ることが重要です。消費者庁設置後において、食品安全行政が政府として一体的に進められるよう、食品安全委員会としても、関係省庁と十分に調整していきたいと考えています。</p>
<p>(4)</p>	<p>改善方策の期限について (意見)</p> <p>「食品安全委員会の改善に向けて(案)」には様々な改善方策が示されているが、改善方策を達成するまでの期限が示されていない。それぞれの方</p>	<p>ご指摘のとおり、改善案に基づく改善を進めていくための工程表などの作成について、今後検討していきたいと考えています。</p>

	<p>策について作業工程表を作成し、期限を明確にすることが必要と考える。どのようなスケジュールでそれぞれの改善方針が達成されるのか、明確にしてほしい。</p>	
<p>(5)</p>	<p>「意見の反映」について (意見) (案) I の2/3あたりに、「…国民の目線に立った活動」また、他所でも「消費者の意見を聴く」「意見を反映させる」という表現がみられる。良いことと思うが、感覚的な納得になってしまわないように気をつけることが大切である。食品安全委員会自らが、その内容がいったい何を指しているのかを明確にしておく必要がある。そして、それに基づき、説明、配慮をしていく必要がある。そうでなければ、消費者の認識との間にずれが生じ「こんなはずではなかったのに…」ということが起こりかねない。意見を聞く、反映させる、目線に立つ、という表現はともすれば、「意見を受け入れる」「消費者の立場に立つ」ということと理解されがちである。意見を受け止め、その真意を理解し、食品安全委員会の役割との関係において、どう受け止めるべきなのか、反映できるものか、そのことが国民全体の利益となるのか、そういった咀嚼をへて、委員会自身の意見として実行に移されるものとする。 「意見を聞きます」「反映させます」耳触りのよい言葉だが、用いるときには、十分な配慮が必要と考える。</p>	<p>食品安全委員会は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価等を実施するのが使命であることから、ご指摘のとおり、個別の案件ごとに、消費者等の意見を反映すべきか、反映すべきでないかについて十分検討していく必要があると考えています。 このような前提の下で、消費者等関係者の意見等を真摯に受け止めていくという姿勢を表明しているものです。</p>

「食品安全委員会の改善に向けて(案)」の変更点

修正箇所	食品安全委員会第273回会合資料 (変更前)	食品安全委員会第279回会合資料 (変更後)
5項 1行目	・・・過去の評価を見直す機会 はないことから、海外の <u>基準</u> と整 合しないなどの問題が生じている。	・・・過去の評価を見直す機会 はないことから、海外の <u>評価結果</u> と整合しないなどの問題が生じて いる。